

令和5年8月1日（火）
北九州市発達障害者支援地域協議会

協議①

次期北九州市障害者支援計画について
資料

「(次期)北九州市障害者支援計画」について

1 計画の性格・法的位置づけ

(1) 3つの法定計画

「市町村障害者計画」、「市町村障害福祉計画」及び「市町村障害児福祉計画」を包含する計画。本市における障害福祉施策に関する計画

①北九州市障害者計画

障害者基本法第11条第3項に基づく、市町村における「障害者のための施策に関する基本的な計画」

②北九州市障害福祉計画

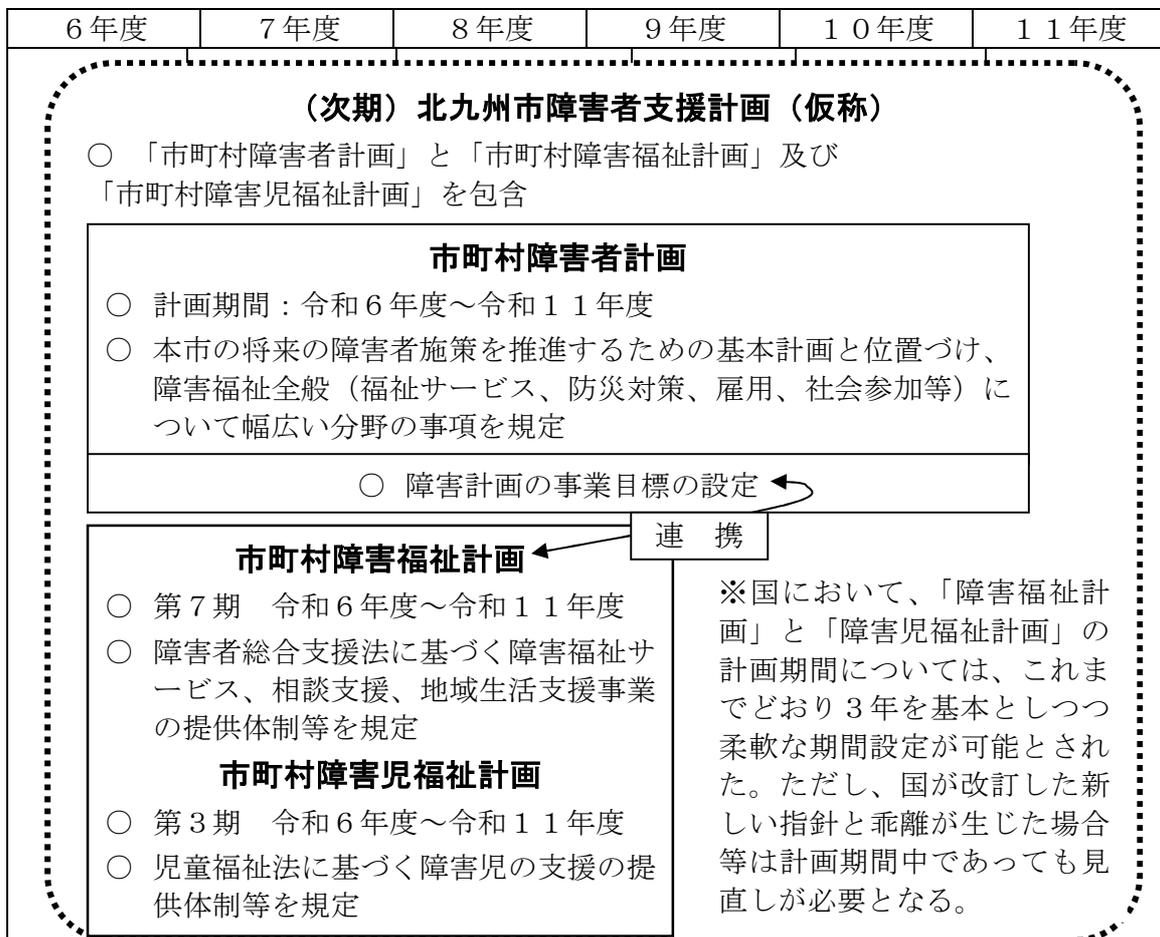
障害者総合支援法第88条第1項及び第6項に基づく、市町村における「障害福祉サービスの提供体制の確保等に関する計画」

③北九州市障害児福祉計画

児童福祉法第33条の20に基づく、市町村における「障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保等に関する計画」

(2) 基本計画での位置づけ

市の基本構想・基本計画に基づく障害福祉分野の計画



「北九州市障害者計画」の体系や施策分野の見直し

※赤字は現行計画からの変更箇所、
現行計画と次期計画の対応する分を同色で色分け。

令和5年5月29日
保健福祉局障害福祉企画課

【現行計画】 計画期間：平成30年度～令和5年度



【次期計画（案）】 計画期間：令和6年度～令和11年度



| 番号 | (現行)北九州市障害者計画 (平成30年度～令和5年度) | 所管課 | (次期)北九州市障害者計画(案) (令和6年度～10年度) | 内閣府第5次障害者基本計画 (令和5年度～9年度) |
|---------|---|-----------------------------------|---|--|
| 分野 | 1. 生活の支援(障害福祉サービスの充実) | | | 7. 自立した生活の支援・意思決定の推進 |
| 基本的な考え方 | 障害のある人や障害のある子どもが基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービス等の充実を図ります。 | | <p>障害のある人が、望む暮らしを実現できるよう、自ら意思を決定することが困難な障害のある人に対し、本人の自己決定を尊重する観点から必要な意思決定支援を行う。</p> <p>また、障害のある人及び障害のある子どもが基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービス等の充実を図ります。</p> | <p>障害者の望む暮らしを実現できるよう自ら意思を決定すること及び表明することが困難な障害者に対し、本人の自己決定を尊重する観点から必要な意思決定支援を行うとともに、障害者が自らの決定に基づき、身近な地域で相談支援を受けることのできる体制を構築する。</p> <p>また、障害者の地域移行を一層推進し、障害者が必要なときに必要な場所で、地域の実情に即した適切な支援を受けられるよう取組を進めることを通じ、障害の有無にかかわらず、国民が相互に人格と個性を尊重し、安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図る。</p> <p>さらに、障害者及び障害のある子どもが、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、在宅サービスの量的・質的な充実、障害のある子どもへの支援の充実、障害福祉サービスの質の向上、アクセシビリティ向上に資する機器の研究開発、障害福祉人材の育成・確保等に着実に取り組む。〔7:基本的考え方〕</p> |
| 施策の方向性 | (1) 意思決定支援の推進 | | | |
| 1-(1)-1 | <p>意思決定が反映されたサービス等利用計画の作成促進</p> <p>障害のある人が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるように、可能な限り障害のある人自らの意思決定が反映されたサービス等利用計画案の作成を促進するとともに、当事者の支援の必要性に応じた適切な支給決定の実施に向けた取り組みを進めます。</p> | 障害者支援課 | <p>障害のある人が、望む暮らしを実現できるように、可能な限り障害のある人に対する意思決定支援(意思を形成及び表明する段階を含む。)を踏まえた自己決定が反映されたサービス等利用計画案の作成を促進するとともに、当事者の支援の必要性に応じた適切な支給決定の実施に向けた取り組みを進めます。</p> | <p>障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者の意向を踏まえ、本人の意思に反した異性介助が繰り返し行われることがないように取組を進める。〔1-(1)-3〕</p> |
| 1-(1)-2 | <p>障害福祉サービス等提供時における合理的配慮の提供の促進</p> <p>障害福祉サービス等の提供にあたり、障害のある人が自信を持って自らの意思を示し、主体的に意思決定を行うことができるよう、障害福祉サービス等の内容に関する理解の手がかりとなる視覚的支援を行うなど、障害福祉サービス事業者等による障害特性に応じた合理的配慮の提供を促進します。</p> | <p>障害者支援課</p> <p>精神保健・地域移行推進課</p> | <p>障害福祉サービス等の提供にあたり、障害のある人が自信を持って自らの意思を示し、主体的に意思決定を行うことができるよう、障害福祉サービス等の内容に関する理解の手がかりとなる視覚的支援を行うなど、障害福祉サービス事業者等による障害特性に応じた合理的配慮の提供を促進します。</p> | <p>障害者本人に対する意思決定支援(意思を形成及び表明する段階を含む。)を踏まえた自己決定を尊重する観点から、相談支援専門員やサービス管理責任者等に対する研修等を通じた意志決定支援の質の向上や意思決定支援ガイドラインの普及を図るとともに、成年後見制度の適切な利用の促進に向けた取組を進める。〔1-(1)-4〕</p> |
| 1-(1)-3 | <p>意思決定支援の質の向上と普及</p> <p>障害福祉サービス等における意思決定支援の質の向上を図るため、国が作成した「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」を活用し、障害福祉サービス事業者や成年後見の担い手等を対象とした研修を行います。</p> <p>併せて、日常生活及び社会生活における意思決定支援の普及を図るため、当事者・家族を始め関係団体、関係機関、行政等が連携しながら、地域社会における意思決定支援のあり方について検討を進めます。</p> | <p>障害者支援課</p> <p>精神保健・地域移行推進課</p> | <p>障害福祉サービス等における意思決定支援の質の向上を図るため、国が作成した「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」を活用し、障害福祉サービス事業者や相談支援専門員、成年後見の担い手等を対象とした研修を行います。</p> <p>併せて、子どもを含めた障害のある人の日常生活及び社会生活において、意思形成支援を含めた意思決定支援に配慮しつつ必要な支援等が行われることを推進するため、行政が主体となり、当事者・家族を始め関係団体、関係機関等と連携しながら、意思決定支援の普及を図るとともに、地域社会における意思決定支援のあり方や意思決定を支える環境の整備について検討を進めます。</p> | <p>自ら意思を決定すること(意思を形成及び表明する段階を含む。)に支援が必要な障害者等が障害福祉サービス等を適切に利用することができるよう、本人の自己決定を尊重する観点から、相談支援専門員やサービス管理責任者及び児童発達支援管理者等に対する研修等を通じた意思決定支援の質の向上や意思決定支援ガイドラインの普及を図ること等により、意思決定の支援に配慮しつつ、必要な支援等が行われることを推進する。〔1-(1)-5、7-(1)-1・7-(5)-4:再掲〕</p> <p>子どもの意見を聴く機会の確保等が重要とされていることから、障害児においても、子どもの意思形成支援を含む意思決定支援等に配慮しつつ必要な支援等が行われることを推進する。〔7-(4)-8〕</p> |

(次期)北九州市障害者計画 基本的な施策一覧

| 番号 | (現行)北九州市障害者計画 (平成30年度～令和5年度) | 所管課 | (次期)北九州市障害者計画(案) (令和6年度～10年度) | 内閣府第5次障害者基本計画 (令和5年度～9年度) |
|---------|---|--------------|--|--|
| 1-(1)-4 | 成年後見制度の適正利用の促進 知的障害や精神障害、発達障害により判断能力が不十分な人による成年後見制度の適切な利用を促進するため、必要な経費について助成を行うとともに、成年後見、補佐及び補助の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るための研修を行います。 | 障害者支援課 | 知的障害や精神障害、発達障害により判断能力が不十分な人による成年後見制度の適切な利用を促進するため、必要な経費について助成を行うとともに、成年後見、補佐及び補助の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るための研修を行います。 | 知的障害又は精神障害により判断能力が不十分な者による成年後見制度の適切な利用を促進するため、必要な経費について助成を行うとともに、成年後見、補佐及び補助の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るための研修を行う。 あわせて、尊厳のある本人らしい生活の継続や本人の地域社会への参加等へのノーマライゼーションの理念を充分考慮した上で、成年後見制度の見直しに向けた検討を行う。 [1-(1)-8、7-(1)-2:再掲] |
| 施策の方向性 | (2) 障害福祉サービスの質の向上等 | | | |
| 1-(2)-1 | 障害の特性に配慮した適切な障害福祉サービスの提供の推進 障害のある人が、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、多様化するニーズ等に対して、在宅の障害のある人に対する日常生活又は社会生活を営む上での、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護等の支援を行うとともに、短期入所及び日中活動の場の確保等により、在宅サービスの量的・質的充実を図るなど、障害の特性(心身の状況や生活の状態等)に配慮した適切な障害福祉サービスの提供を推進します。 | 障害者支援課 | 障害のある人が、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、多様化するニーズ等に対して、在宅の障害のある人に対する日常生活又は社会生活を営む上での、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護等の支援を行うとともに、短期入所及び日中活動の場の確保等により、在宅サービスの量的・質的充実を図るなど、障害の特性(心身の状況や生活の状態等)に配慮した適切な障害福祉サービスの提供を推進します。 | 障害福祉サービス及び相談支援が円滑に実施されるよう、これらのサービス等を提供する者、又はこれらの者に対し必要な指導を行う者を養成し配置を促進する。 [7-(5)-1] |
| 1-(2)-2 | 障害福祉サービス事業所の指導と従事者の資質向上 障害福祉サービス等の提供において、関係法令を遵守し、適切なサービスが提供されるよう、集団指導や実地指導を通じて、障害福祉サービス事業者等を指導します。また、障害福祉サービス等の質の向上に向けて、従事者等の資質向上を図るための研修等を実施します。 | 障害者支援課 | 障害福祉サービス等の提供において、関係法令を遵守し、適切なサービスが提供されるよう、集団指導や実地指導を通じて、障害福祉サービス事業者等を指導します。また、障害福祉サービス等の質の向上に向けて、従事者等の資質向上を図るための研修等を実施します。 | 障害福祉サービス事業所等の職員が、 条約などを踏まえ 、共生社会の理念を理解し、障害者やその家族の意思を尊重しながら必要な支援を行うことができるよう、研修の実施等を推進する。 [7-(5)-2] |
| | | 精神保健・地域移行推進課 | | |
| | | 保健福祉局総務課 | | 社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士等の福祉専門職について、その専門性や知見の有効な活用を図りつつ、養成及び確保に努めるとともに、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、義肢装具士、言語聴覚士、公認心理師等のリハビリテーション等に従事する者について、専門的な技術及び知識を有する人材の確保と資質の向上を図り、 相談支援の質の向上を図る観点から、地域の中核的な役割を担う主任相談支援専門員の養成を推進する。 また、ホームヘルプサービスについて、障害特性を理解したホームヘルパーの養成及び研修を行う。さらに、障害福祉サービス等を提供する事業者に対し、労働法規の遵守を徹底するとともに、サービス従事者の処遇改善や職場環境の改善などに努める。 [7-(7)-1] |
| 1-(2)-3 | 障害福祉サービス事業所等の従事者の処遇改善等 障害福祉サービス事業所等の従事者が安心して働き続けることができるよう、事業者等に対して、従事者の処遇改善や職場環境の改善に向けた取り組みを促し、従事者の早期離職防止・定着を図ります。 | 障害者支援課 | 障害福祉サービス事業所等の従事者が安心して働き続けることができるよう、事業者等に対して、従事者の処遇改善や職場環境の改善に向けた取り組みを促し、従事者の早期離職防止・定着を図ります。 | |

(次期)北九州市障害者計画 基本的な施策一覧

| 番号 | (現行)北九州市障害者計画 (平成30年度～令和5年度) | | 所管課 | (次期)北九州市障害者計画(案) (令和6年度～10年度) | 内閣府第5次障害者基本計画 (令和5年度～9年度) |
|---------|---------------------------------|---|--------|--|--|
| 1-(2)-4 | 障害福祉サービス事業所等による障害福祉サービス等の質の向上 | <p>障害福祉サービス等の質の向上に向けて、障害福祉サービス事業者が利用者等からの苦情解決に適切に取り組むよう指導します。</p> <p>また、障害福祉サービス事業者の第三者評価の受審及び評価結果の公表の促進等に努めます。</p> <p>さらに、障害福祉サービス等情報公表制度の活用により、障害福祉サービス等を利用する障害のある人等が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できるようにするとともに、事業者によるサービスの質の向上を図ります。</p> | 障害者支援課 | <p>障害福祉サービス等の質の向上に向けて、障害福祉サービス事業者が利用者等からの苦情解決に適切に取り組むよう指導します。</p> <p>また、障害福祉サービス事業者による自己評価や外部評価など、サービスごとの特性を踏まえた質の評価の取組の推進等に努めます。</p> <p>さらに、障害福祉サービス等情報公表制度の活用により、障害福祉サービス等を利用する障害のある人等が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できるようにするとともに、事業者によるサービスの質の向上を図ります。</p> | <p>障害福祉サービス等を提供する事業者に対する適切な苦情解決の推進、事業者による自己評価や外部評価など、サービスごとの特性を踏まえた質の評価の取組の推進等に努める。また、障害福祉サービス等情報公表制度の活用により、障害福祉サービス等を利用する障害者等が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できるようにするとともに、事業者によるサービスの質の向上を図る。[7-(5)-3]</p> |
| — | — | — | — | — | <p>地方公共団体における障害福祉計画の策定に当たり、国において、障害者の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る数値目標等を定めた基本指針を策定し、障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業を提供するための体制の確保が計画的に図られるように取り組む。[7-(5)-5]</p> <p>長時間サービスを必要とする重度訪問介護利用者等に対して、適切な支給決定がなされるよう実施主体である市町村への周知に取り組むとともに、都道府県との連携の下、市町村に対する支援を行う。[7-(5)-6]</p> <p>障害福祉サービスの提供に当たっては、都道府県による管内市町村への適切な支援等を通じ、地域間におけるサービスの格差について引き続き均てんを図る。また、65歳を超えた障害者が必要な支援を受けるための、障害福祉サービスの支給決定について市町村ごとの運用状況の差異をできる限りなくし、より適切な運用がなされるよう、地方自治体への周知に取り組む。[7-(5)-7]</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律(平成28年法律第65号)による改正後の障害者総合支援法及び児童福祉法の施行後3年を目処とした見直しや、都道府県及び市町村が策定する障害福祉計画や障害児福祉計画に基づく業務の実施状況等を踏まえながら、障害者の生活ニーズを踏まえた障害福祉サービスの更なる充実等を図るための方策について、継続的な検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。[7-(5)-9]</p> <p>国立障害者リハビリテーションセンター等の国立専門機関等において障害に係る専門的な研究を行うとともに、情報の収集・提供等を行い、障害保健福祉に従事する職員の養成・研修においてこれらの機関の積極的な活用を図る。[7-(7)-2]</p> |

(次期)北九州市障害者計画 基本的な施策一覧

| 番号 | (現行)北九州市障害者計画 (平成30年度～令和5年度) | | 所管課 | (次期)北九州市障害者計画(案) (令和6年度～10年度) | 内閣府第5次障害者基本計画 (令和5年度～9年度) |
|------------------------------|---------------------------------|--|--|--|---|
| 施策の方向性 (3) 障害のある子どもに対する支援の充実 | | | | | |
| 1-(3)-1 | 障害のある子どもとその家族への一貫した支援の推進 | 障害のある子どもの発達を支援する観点から、幼児の成長記録や指導上の配慮に関する情報を必要に応じて関係機関間で共有するなど、保健・医療・福祉・教育・雇用等の関係機関が連携し、障害のある子ども及びその家族に対して、乳幼児期から成人後まで一貫した効果的な支援を地域の身近な場所で提供する体制の構築を図ります。 | 障害者支援課 精神保健・地域移行推進課 | 障害のある子どもの発達を支援する観点から、幼児の成長記録や指導上の配慮に関する情報を必要に応じて関係機関間で共有するなど、保健・医療・福祉・教育・雇用等の関係機関が連携し、障害のある子ども及びその家族に対して、乳幼児期から成人後まで一貫した切れ目のない効果的な支援を地域の身近な場所で提供する体制の構築を図ります。 また、ヤングケアラーをはじめとする障害のある人の家族支援について、相談や障害福祉サービス等に関する情報提供を実施して必要な支援につなぐとともに、子ども等の負担軽減を図る観点も含め、障害のある人の家事援助、短期入所等の必要なサービスの提供体制の確保に取り組む。 | 障害児やその家族を含め、全てのこどもや子育て家庭を対象として、身近な地域において、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に基づく給付その他の支援を可能な限り講ずるとともに、 <u>障害児を受け入れる保育所のバリアフリー化の促進、障害児保育を担当する職員の確保や専門性向上を図るための研修の実施、保育所等訪問支援事業の活用等により、障害児の保育所での受入れを促進する。</u> [7-(4)-1] [7-(4)-1]に統合 ヤングケアラーをはじめとする障害者の家族支援について、相談や障害福祉サービス等に関する情報提供を実施して必要な支援につなぐとともに、こども等の負担軽減を図る観点も含め、障害者の家事援助、短期入所等の必要なサービスの提供体制の確保に取り組む。[7-(3)-9] |
| 1-(3)-2 | 障害の特性に応じた適切な保育等の資質向上 | 障害児通所施設や保育所、幼稚園、放課後児童クラブ、その他関係機関等において、障害の特性に応じた適切な保育等が行われるよう、専門的、体系的な研修を実施するとともに、市立総合療育センター等の専門施設による体制の充実や専門職種を中心とした巡回カウンセラーの派遣等を行い、職員の資質向上を図ります。 また、関係機関相互の連携を促進するなど、運営体制の充実に努めます。 | 障害者支援課 保育課 幼稚園・こども園課 子育て支援課 | 障害児通所施設や保育所、幼稚園、放課後児童クラブ、その他関係機関等において、障害の特性に応じた適切な保育等が行われるよう、専門的、体系的な研修を実施するとともに、市立総合療育センター等の専門施設による体制の充実や専門職種を中心とした巡回カウンセラーの派遣等を行い、職員の資質向上を図ります。 また、関係機関相互の連携を促進するなど、運営体制の充実に努めます。 | |

(次期)北九州市障害者計画 基本的な施策一覧

| 番号 | (現行)北九州市障害者計画 (平成30年度～令和5年度) | | 所管課 | (次期)北九州市障害者計画(案) (令和6年度～10年度) | 内閣府第5次障害者基本計画 (令和5年度～9年度) |
|---------|---------------------------------|---|-----------------------------|---|--|
| 1-(3)-3 | 障害のある子どもの保育等の利用推進 | <p>障害のある子どもの福祉の向上と保護者の子育てを支援するため、身近な地域において、子ども・子育て支援法に基づく給付その他の支援を可能な限り講じます。</p> <p>また、保育を必要とする集団保育が可能な障害のある子どもについて、保育所等での受け入れを行うなど、障害のある子どもが同法に基づく保育等を円滑に利用できるようにするために必要な支援を行います。</p> | <p>保育課</p> <p>幼稚園・こども園課</p> | <p>障害のある子どもの福祉の向上と保護者の子育てを支援するため、身近な地域において、子ども・子育て支援法に基づく給付その他の支援を可能な限り講じます。</p> <p>また、保育を必要とする<u>保育所において集団での</u>保育が可能な障害のある子どもについて、保育所等での受け入れを行うなど、障害のある子どもが同法に基づく保育等を円滑に利用できるようにするために必要な支援を行います。</p> | <p>障害児やその家族を含め、全ての<u>こども</u>や子育て家庭を対象として、身近な地域において、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に基づく給付その他の支援を可能な限り講ずるとともに、<u>障害児を受け入れる保育所のバリアフリー化の促進、障害児保育を担当する職員の確保や専門性向上を図るための研修の実施、保育所等訪問支援事業の活用等により、障害児の保育所での受け入れを促進する。</u></p> <p>[7-(4)-1]</p> <p>[7-(4)-1]に統合</p> |
| 1-(3)-4 | 児童発達支援等の支援体制の充実 | <p>障害のある子どもに対して、児童発達支援を始め、居宅介護や短期入所(ショートステイ)、日中一時支援等の障害福祉サービス等を提供し、障害のある子どもが身近な地域で必要な支援を受けられる体制の充実を図ります。</p> <p>また、障害のある子どもの発達段階や支援の必要性に応じて、児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援による適切な支援を提供します。併せて、障害のある子どもが安心して地域における様々な活動等に参加できるよう、支援を行う上での課題やその解決方法について検討します。</p> | 障害者支援課 | <p>障害のある子どもに対して、児童発達支援を始め、居宅介護や短期入所(ショートステイ)、日中一時支援等の障害福祉サービス等を提供し、障害のある子どもが身近な地域で必要な支援を受けられる体制の充実を図ります。</p> <p>また、障害のある子どもの発達段階や支援の必要性に応じて、児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援による適切な支援を提供します。併せて、障害のある子どもが安心して地域における様々な活動等に参加できるよう、支援を行う上での課題やその解決方法について検討します。</p> | <p>障害児の発達を支援する観点から、幼児の成長記録や支援上の配慮に関する情報を、情報の取扱いに留意しながら、必要に応じて関係機関間で共有するなど、障害児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業以降も一貫した効果的な支援を地域の身近な場所で提供する体制の構築を図り、<u>発達支援</u>等に関する情報提供やカウンセリング等の支援を行う。[7-(4)-2]</p> <p>発達障害の早期発見、早期支援の重要性に鑑み、発達障害の診療・支援ができる医師の養成を図るとともに、巡回支援専門員等の支援者の配置の促進を図る。[7-(4)-3:再掲]</p> <p>児童発達支援センターについて、障害の重度化・重複化や多様化を踏まえ、その専門的機能の強化を図るとともに、地域における中核的支援施設と位置付け、地域の事業所等との連携や、障害児の医療的ケアを含めた多様なニーズに対応する機関としての役割を担うため、必要な体制整備を図る。<u>また、障害児入所施設についても、地域において、虐待を受けた障害児等への対応を含め、様々なニーズに対応するため、専門的機能の強化を図った上で、より家庭的な環境の整備等、必要な体制整備を図る。なお、これらの機関が、相互に連携しながら支援体制を構築することを推進する。</u>[7-(4)-7]</p> |
| 1-(3)-5 | 在宅で生活する重症心身障害のある子ども等への支援の充実 | <p>障害のある子どもについて、情報提供や相談支援等により家族やその家庭生活を支援するとともに、在宅で生活する重症心身障害のある人や子どもについて、専門的な支援の体制を整えた短期入所(ショートステイ)や居宅介護、児童発達支援等の障害福祉サービス等により、在宅生活の支援の充実を図ります。</p> | 障害者支援課 | <p>障害のある子どもについて、情報提供や相談支援等により家族やその家庭生活を支援するとともに、在宅で生活する重症心身障害のある人や子どもについて、専門的な支援の体制を整えた短期入所(ショートステイ)や居宅介護、児童発達支援等の障害福祉サービス等により、在宅生活の支援の充実を図ります。</p> | <p>児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づき、障害児に対して発達支援等を行う児童発達支援等を提供するとともに、障害者総合支援法に基づき、居宅介護、短期入所、障害児を一時的に預かって見守る日中一時支援等を提供し、障害児が身近な地域で必要な支援を受けられる体制の充実を図る。また、障害児の発達段階に応じて、保育所等訪問支援及び放課後等デイサービス等の適切な支援を提供する。[7-(4)-4]</p> |

(次期)北九州市障害者計画 基本的な施策一覧

| 番号 | (現行)北九州市障害者計画 (平成30年度～令和5年度) | | 所管課 | (次期)北九州市障害者計画(案) (令和6年度～10年度) | 内閣府第5次障害者基本計画 (令和5年度～9年度) |
|-----------------------|---------------------------------|--|---------------------------------|--|---|
| 1-(3)-6 | 家族への支援体制の充実 | 心身の発達が気になる子どもの子育てに悩みを持つ保護者に対し、子育て支援に関する必要な情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対して適切なサービス提供に結びつけるなど、地域の中で子どもが健やかに育成できる環境整備を図ります。 また、障害のある子どもを育てる家族の負担を軽減し、安心して子育てできるように、保護者やきょうだい児に対する相談支援の充実を図るとともに、一時的休息(レスパイト)として、短期入所(ショートステイ)や日中一時支援等を実施します。 | 地域リハビリテーション推進課 子育て支援課 保育課 | 心身の発達が気になる子どもの子育てに悩みを持つ保護者に対し、子育て支援に関する必要な情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対して適切なサービス提供に結びつけるなど、地域の中で子どもが健やかに育成できる環境整備を図ります。 また、障害のある子どもを育てる家族の負担を軽減し、安心して子育てできるように、保護者やきょうだい児に対する相談支援の充実を図るとともに、一時的休息(レスパイト)として、短期入所(ショートステイ)や日中一時支援等を実施します。 | 障害児について情報提供や相談支援等によりその家庭や家族を支援するとともに、在宅で生活する重症心身障害児者について、専門的な支援の体制を備えた短期入所や居宅介護、児童発達支援等、在宅支援の充実を図る。[7-(4)-6] |
| 施策の方向性 (4) 福祉用具等の普及促進 | | | | | |
| 1-(4)-1 | 日常生活用具の給付等と普及促進 | 補装具の購入、借受け又は修理に要する費用の一部に対する公費の支給、日常生活用具の給付・貸与を行います。また、福祉用具プラザ等における福祉用具の展示や相談を通じて、福祉用具に関する情報提供等を行うとともに、その普及を促進します。 | 障害者支援課 地域リハビリテーション推進課 | 補装具の購入、借受け又は修理に要する費用の一部に対する公費の支給、日常生活用具の給付等を行います。 また、福祉用具プラザ北九州において、社会状況の変化や多様化する利用者ニーズに対応するため、ローテクから最新の介護機器まで、一人一人に合った最適な福祉用具や介護方法について普及を促進します。 | 良質で安価な福祉用具の供給による利用者の利便性の向上を図るため、研究開発の推進等を進める。また、研究開発や障害者等のニーズを踏まえ、ユニバーサルデザイン化を促進し、誰もが使いやすいものづくりを推進する。さらに、福祉用具の適切な普及促進を図るため、積極的に標準化を進めるとともに、必要に応じて国際規格提案を行う。[7-(6)-1] 補装具の購入、借受け又は修理に要する費用の一部に対する公費の支給、日常生活用具の給付・貸与を行うとともに、福祉用具に関する情報提供などにより、 障害者のニーズ や時代に応じた福祉用具等の普及を促進する。 日常生活用具の給付・貸与については、市町村の実施状況について情報収集を行い、品目や対象者、基準額などの見直しに資する効果的な取組について検討のうえ、市町村に検討の成果を発信することにより、地域の障害者のニーズを踏まえた対応を促していく。 [7-(6)-2] 情報提供機関や相談機関のネットワーク体制の構築により、福祉用具に関する情報の提供や相談窓口の整備を推進するとともに、研修の充実等により、福祉用具の相談等に従事する専門職員の資質向上を図る。[7-(6)-3] 障害者等の自立行動支援の観点から、安全・安心な生活に向けた支援のためのロボット技術等の研究開発を推進する。また、ロボット介護機器の開発を推進する。[7-(6)-5] |
| 1-(4)-2 | 身体障害者補助犬の理解促進 | 市民や企業等に対し、身体障害者補助犬への関心や理解を深める取り組みを推進します。また、身体障害者補助犬の受け入れについて、補助犬利用者や受け入れ側からの相談に的確に対応していきます。 | 障害福祉企画課 | 市民や企業等に対し、身体障害者補助犬への関心や理解を深める取り組みを推進します。また、身体障害者補助犬の受け入れについて、補助犬利用者や受け入れ側からの相談に的確に対応していきます。 | 身体障害者補助犬の育成を図るとともに、身体障害者補助犬を使用する身体障害者が施設等の利用を拒まれることがないよう、普及啓発を推進する。[7-(6)-4] |

| 番号 | (現行)北九州市障害者計画 (平成30年度～令和5年度) | | 所管課 | (次期)北九州市障害者計画(案) (令和6年度～10年度) | 内閣府第5次障害者基本計画 (令和5年度～9年度) |
|---------|--|---|---------------------------------------|---|---|
| 分野 | 2. 保健・医療の推進 | | | | 6. 保健・医療の推進 |
| 基本的な考え方 | <p>障害のある人が身近な地域において、保健・医療サービス、医学的リハビリテーション等を受けることができるよう、提供体制の充実を図ります。</p> <p>特に、医療的ケアを必要とする障害のある人や、難病患者に関する施策を推進します。</p> | | | <p>障害のある人が身近な地域において、保健・医療サービス、医学的リハビリテーション等を受けることができるよう、提供体制の充実を図ります。</p> <p>特に、医療的ケアを必要とする障害のある人や、難病患者に関する施策を推進します。</p> <p>また、精神障害のある人が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害のある人への医療の提供・支援を可能な限り地域において行います。</p> <p>加えて、入院中の精神障害のある人の早期退院及び地域移行を推進し、いわゆる社会的入院の解消を進め、地域への円滑な移行・定着が進むよう切れ目のない退院後の支援に関する取組みを行います。</p> | <p>精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害者への医療の提供・支援を可能な限り地域において行う。また、入院中の精神障害者の早期退院及び地域移行を推進し、いわゆる社会的入院の解消を進める。また、精神障害者の地域への円滑な移行・定着が進むよう、切れ目のない退院後の支援に関する取組を行う。</p> <p>障害者が身近な地域で必要な医療やリハビリテーションを受けられるよう、地域医療体制等の充実を図る。</p> <p>また、優れた基礎研究の成果による革新的な医薬品等の開発を促進するとともに、最新の知見や技術を活用し、疾病等の病因・病態の解明、予防、治療等に関する研究開発を推進する。さらに、質の高い医療サービスに対するニーズに応えるため、AIやICT、ロボット技術の活用等による革新的な医療機器の開発を推進する。</p> <p>あわせて、保健・医療人材の育成・確保や、難病に関する保健・医療施策、障害の原因となる疾病等の予防・治療に関する施策を着実に進める。〔6：基本的考え方〕</p> |
| 施策の方向性 | (1) 精神保健・医療の適切な提供等 | | | | |
| 2-(1)-1 | 市民のこころの健康づくり | 学校、職域及び地域における精神保健相談の充実等、市民のこころの健康づくりを推進します。 | 精神保健・地域移行推進課 | 学校、職域及び地域における精神保健相談の充実等、市民のこころの健康づくりを推進します。 | 学校、職域及び地域における心の健康に関する相談、カウンセリング等の機会の充実により、一般国民の心の健康づくり対策を推進する。加えて、学校においては こども の心の変化に気付くための取組の促進、職域においては事業者によるメンタルヘルス不調者への適切な対応、地域においては保健所、精神保健福祉センターで心の健康相談を行う。また、精神疾患の予防と早期発見方法の確立及び発見の機会の確保・充実を図り、適切な支援につなげる。〔6-(1)-2〕 |
| 2-(1)-2 | 精神科医療体制の充実 | <p>精神科医療機関とその他の医療機関や精神保健行政機関との連携を促進し、地域における適切な精神医療提供体制の充実や相談機能の向上を推進します。</p> <p>また、精神疾患の急発・急変により速やかな医療を必要とする人を医療機関へ繋ぎ、迅速かつ適切な医療を提供するため、精神科救急医療体制の充実を図ります。</p> | <p>精神保健・地域移行推進課</p> <p>精神保健福祉センター</p> | <p>精神科医療機関とその他の医療機関や精神保健行政機関との連携を促進し、地域における適切な精神医療提供体制の充実や相談機能の向上を推進します。</p> <p>また、精神疾患の急発・急変により速やかな医療を必要とする人を医療機関へ繋ぎ、迅速かつ適切な医療を提供するとともに、入院中の精神障害のある人の権利擁護に関する取組みを推進し、精神科救急医療体制の充実を図ります。</p> | <p>専門診療科以外の診療科、保健所等、健診の実施機関等と専門診療科との連携を促進するとともに、様々な救急ニーズに対応できる精神科救急システムを確立するなど地域における適切な精神医療提供体制の確立や相談機能の向上を推進する。〔6-(1)-1-ア〕</p> <p>居宅介護など訪問系サービスの充実や地域相談支援(地域移行支援・地域定着支援)、自立生活援助の提供体制の整備を図る。〔6-(1)-1-ウ〕</p> <p>令和4(2022)年6月に取りまとめられた「地域で安心して暮らせる精神保健医療福祉体制の実現に向けた検討会」の報告書の内容を踏まえ、精神科病院に入院中の患者の権利擁護等の観点から、研修を受講した第三者により病院を訪問して行う相談支援の仕組みを都道府県等の事業として構築する。〔6-(1)-6〕</p> |

(次期)北九州市障害者計画 基本的な施策一覧

| 番号 | (現行)北九州市障害者計画 (平成30年度～令和5年度) | | 所管課 | (次期)北九州市障害者計画(案) (令和6年度～10年度) | 内閣府第5次障害者基本計画 (令和5年度～9年度) |
|----------------------|--|---|--|---|---|
| 2-(1)-3 | 精神疾患の 予防と早期 発見・早期 対応 | 精神疾患の予防と早期発見・早期対応を行うとともに、うつやアルコール等依存症の問題等に取り組み、その重症化を防ぎ、自殺に傾く人を減らす対策を行います。 | 精神保健 福祉セン ター | 精神疾患の予防と早期発見・早期対応を行うとともに、うつやアルコール等依存症の問題等に取り組み、その重症化を防ぎ、自殺に傾く人を減らす対策を行います。 | |
| 2-(1)-4 | 精神障害の ある人を支 える人材の 育成 | 精神障害のある人の地域移行の取り組み等を担う保健師、精神保健福祉士、公認心理師等について、人材の育成や連携体制の構築等を図ります。 | 精神保 健・地域 移行推進 課 | 精神障害のある人の地域移行の取り組み等を担う保健師、精神保健福祉士、公認心理師等について、人材の育成や連携体制の構築等を図ります。 | 精神障害者の地域移行の取組を担う精神科医、看護職員、精神保健福祉士、公認心理師等について、人材育成や連携体制の構築等を図る。[6-(1)-1-エ] |
| 2-(1)-5 | 精神医療審 査会等の適 正な運営 | 精神医療における人権の確保を図るため、精神保健福祉法の趣旨に即して、精神医療審査会等の適切な運営に努めます。 | 精神保 健・地域 移行推進 課 精神保健 福祉セン ター | 精神医療における人権の確保を図るため、精神保健福祉法の趣旨に即して、精神医療審査会の適切な運営に努めます。 また、精神科病院の適正な運営を確保することを目的に、精神科病院に対して実地指導を行います。 | |
| 2-(1)-6 | 精神障害者 支援地域協 議会の開催 | 地域の精神科医療機関の役割分担や連携、関係機関間の情報の共有等を検討するために精神障害者支援地域協議会を開催します。 | 精神保 健・地域 移行推進 課 | 地域の精神科医療機関の役割分担や連携、関係機関間の情報の共有等を検討するために、 地域の関係者による協議の場を設けます。 | 精神疾患について、患者の状態像や特性に応じた精神病床の機能分化を進めるとともに、適切な医療の提供を確保し、患者・家族による医療機関の選択に資するよう、精神医療に関する情報提供及び安全対策の推進を図る。[6-(1)-5] |
| 施策の方向性 (2) 保健・医療の充実等 | | | | | |
| 2-(2)-1 | 地域のかか りつけ医等 の普及 | 様々な障害について、高齢化等による障害の重度化・重複化の予防及びその対応に留意するとともに、障害のある人が身近な地域の医療機関を円滑に利用できるよう、医師会、歯科医師会、薬剤師会の協力を得て、かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師(薬局)の普及啓発を図ります。 | 地域医療 課 健康推進 課 医務薬務 課 | 様々な障害について、高齢化等による障害の重度化・重複化の予防及びその対応に留意するとともに、障害のある人が身近な地域の医療機関を円滑に利用できるよう、 医師会等の協力を得てかかりつけ医 の普及啓発を図ります。 | |
| 2-(2)-2 | 市立総合療 育センター とかかりつ け医の連携 推進 | 障害児療育の拠点である市立総合療育センターの機能充実を図るとともに、市立総合療育センターとかかりつけ医の役割分担・情報共有の仕組みづくりを進めます。 | 障害者支 援課 | 障害児療育の拠点である市立総合療育センターの機能充実を図るとともに、市立総合療育センターとかかりつけ医の役割分担・情報共有の仕組みづくりを進めます。 | 障害者が身近な地域で必要な医療やリハビリテーションを受けられるよう、地域医療体制等の充実を図る。その際、特に、高齢化等による障害の重度化・重複化の予防及びその対応に留意する。[6-(2)-1] |
| 2-(2)-3 | 医療的ケア が必要な子 どもの支援 の推進 | 医療的ケアが必要な子どもが適切な支援を受けられるように、保健・医療・障害福祉・保育等の関係機関が連携を図るための取り組みを推進します。 また、医療的ケアが必要な子どもを受け入れる社会資源の確保に努めます。 | 障害者支 援課 | 医療的ケアが必要な子ども及びその家族を支援するため、医療的ケア児コーディネーターを配置して、相談対応等を行うとともに、医療的ケアが必要な子どもが適切な支援を受けられるように、保健・医療・障害福祉・保育等の関係機関が連携を図るための取り組みを推進します。 また、医療的ケアが必要な子どもを受け入れる社会資源の確保に努めます。 | 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律(令和3年法律第81号)に基づき、医療的ケアが必要な障害児等に対して、医療的ケア児支援センターが、相談に応じ、情報の提供や助言その他の支援、関係機関等への情報提供及び研修の実施等を推進する。また、地域において包括的な支援を受けられるように、保健・医療・福祉・教育等の関係機関の連携促進に努める。[7-(4)-5] |

(次期)北九州市障害者計画 基本的な施策一覧

| 番号 | (現行)北九州市障害者計画 (平成30年度～令和5年度) | | 所管課 | (次期)北九州市障害者計画(案) (令和6年度～10年度) | 内閣府第5次障害者基本計画 (令和5年度～9年度) |
|---------|---------------------------------|--|----------------------------------|--|--|
| 2-(2)-4 | 口腔の健康の保持と増進 | 障害のある人の歯科検診、歯科治療受診の利便性の向上のため、北九州市口腔保健推進会議での意見等を参考に、市歯科医師会や市立総合療育センター歯科等関係機関と連携し、口腔の健康の保持・増進を図る取り組みの検討を進めます。 | 健康推進課 | 北九州市歯科医師会や市立総合療育センター等と連携し、定期的な歯科検診や歯科治療を受けることが困難な障害のある人に対して、歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持・増進を図ります。 | 定期的に歯科検診を受けること等又は歯科医療を受けることが困難な障害者に対する歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持・増進を図る取組を進めるとともに、障害の状況に応じた知識や技術を有する歯科専門職を育成するための取組を促進する。[6-(2)-6] |
| 2-(2)-5 | 医療費助成の普及 | 障害の重度化を抑制するとともに、経済的負担を軽減するため、自立した日常生活又は社会生活を営むうえで必要な医療について、自立支援医療(育成医療、更生医療、精神通院医療)、重度障害者医療、特定医療(指定難病)等の医療費の助成を行います。 また、対象となる市民が制度を円滑に利用できるよう、患者団体や医療機関に対し、制度の普及に努めるとともに、市政だよりやウェブサイト等により広く周知を図ります。 | 障害者支援課 精神保健・地域移行推進課 子育て支援課 | 障害の重度化を抑制するとともに、経済的負担を軽減するため、自立した日常生活又は社会生活を営むうえで必要な医療について、自立支援医療(育成医療、更生医療、精神通院医療)、重度障害者医療、特定医療(指定難病)等の医療費の助成を行います。 また、対象となる市民が制度を円滑に利用できるよう、患者団体や医療機関に対し、制度の普及に努めるとともに、市政だよりやウェブサイト等により広く周知を図ります。 | 障害者総合支援法に基づき、障害者等の心身の障害の状態の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療について、医療費(自立支援医療費)の助成を行う。[6-(2)-2] |
| — | — | — | — | — | 優れた基礎研究の成果による革新的な医薬品・医療機器の開発を促進するため、研究の支援、臨床研究・治験環境の整備、独立行政法人医薬品医療機器総合機構のRS戦略相談の活用等を推進する。[6-(3)-1] 最新の知見や技術を活用し、倫理的側面に配慮しつつ、疾病等の病因・病態の解明、予防、治療等に関する研究開発を推進する。また、再生医療について、多くの障害者、患者が活用できるよう、研究開発の推進及び実用化の加速に取り組む。[6-(3)-2] 脳機能研究の推進により、高次脳機能障害、感覚認知機能障害等に関する新たな診断法の開発、リハビリテーションの効率化及び訓練プログラムの改善を進める。[6-(3)-3] 障害者の生活機能全体の維持・回復のため、リハビリテーション技術の開発を推進する。[6-(3)-4] 質の高いサービスに対するニーズに応えるため、AI(人工知能)やICT、ロボット技術の活用等による革新的な医療機器の開発を推進するとともに、障害者の生活や自立を支援する機器の開発を支援する。[6-(3)-5] |
| 施策の方向性 | (3) 保健・医療を支える人材の育成・確保 | | | | |
| 2-(3)-1 | 保健・医療を支える職員の資質向上 | 市民の健康相談等を行う保健所、区役所等の職員の資質の向上を図るとともに、障害のある人にとって必要な福祉サービス等の情報提供が速やかに行われるよう、保健・医療・障害福祉事業従事者間の連携を図ります。 | 精神保健・地域移行推進課 精神保健福祉センター | 市民の健康相談等を行う区役所等の職員の資質の向上を図るとともに、障害のある人にとって必要な福祉サービス等の情報提供が速やかに行われるよう、保健・医療・障害福祉事業従事者及び教育関係者間の連携を図ります。 | 地域において健康相談等を行う保健所、保健センター等の職員の資質の向上を図るとともに、障害者にとって必要な福祉サービス等の情報提供が速やかに行われるよう地域の保健・医療・福祉事業従事者及び教育関係者間の連携を図る。[6-(4)-3] |

(次期)北九州市障害者計画 基本的な施策一覧

| 番号 | (現行)北九州市障害者計画 (平成30年度～令和5年度) | | 所管課 | (次期)北九州市障害者計画(案) (令和6年度～10年度) | 内閣府第5次障害者基本計画 (令和5年度～9年度) |
|-----------------------------|---------------------------------|--|------------------------------------|--|---|
| 2-(3)-2 | 医療従事者に対する障害と障害のある人や子どもの専門的知識の普及 | 障害のある人や子どもの保健・医療を支える医師や保健師、看護師等に対して、障害に係る専門的な知識や障害福祉の制度等の知識の周知を図ります。 また、医療機関において障害のある子どもに対応する方法、円滑な診療を妨げる行為が生じた場合の対処方法等の研修の充実を図ります。 | 精神保健・地域移行推進課 地域リハビリテーション推進課 | 障害のある人や子どもの保健・医療を支える医師や保健師、看護師等に対して、障害に係る専門的な知識や障害福祉の制度等の知識の周知を図ります。 また、医療機関において障害のある子どもに対応する方法、円滑な診療を妨げる行為が生じた場合の対処方法等の研修の充実を図ります。 | 医師・歯科医師の養成課程及び生涯学習において、障害者に対する医療や総合的なリハビリテーションに関する教育の充実を図り、「 社会モデル 」の考え方を踏まえ、障害に関する理解を深めるなど、資質の向上に努めるとともに、様々な場面や対象者に対応できる質の高い看護職員等の養成に努める。[6-(4)-1] 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等のリハビリテーションに従事する者について、専門的な技術及び知識を有する人材の確保と資質の向上を図る。[6-(4)-2] |
| 2-(3)-3 | 保健・医療等関係者の地域ネットワークづくりや人材育成 | 障害のある人や高齢者等が自らの決定に基づいて、身近な地域で安全にいきいきとした生活を送ることができるよう、保健・医療・福祉・介護の関係者のネットワークづくりや人材育成、地域リハビリテーションの推進等に取り組みます。 | 精神保健福祉センター 地域リハビリテーション推進課 | 高齢者や障害のある人等が、住み慣れた地域で、安全にいきいきとした生活を送ることができるよう、保健・医療・福祉・介護の関係者が多職種間における連携の仕方や支援技術を学べる研修会等の実施及び関係者による区単位でのネットワークの構築に取り組みます。 | 骨、関節等の機能や感覚器機能の障害、高次脳機能障害等のリハビリテーションによる機能の維持、回復が期待される障害について、適切な評価、病院から地域等への一貫したリハビリテーションの確保を図る。[6-(2)-4] 障害者の健康の保持・増進を図るため、福祉サービスと連携した保健サービスの提供体制の充実を図る。また、障害に起因して合併しやすい疾患、外傷、感染症等の予防と、これらを合併した際の障害及び合併症に対して適切な医療の確保を図る。[6-(2)-5] |
| 施策の方向性 (4) 難病に関する保健・医療施策の推進 | | | | | |
| 2-(4)-1 | 難病患者の医療費助成等 | 難病に関する医療の普及を図るとともに、難病患者の医療費の負担軽減を図るため、医療費助成を行います。 また、小児慢性特定疾病児童等についても、その家庭の医療費の負担軽減を図るため、医療費助成を行います。 | 難病相談支援センター 子育て支援課 | 難病に関する医療の普及を図るとともに、難病患者の医療費の負担軽減を図るため、医療費助成を行います。 また、小児慢性特定疾病児童等についても、その家庭の医療費の負担軽減を図るため、医療費助成を行います。 | 難病に関する医療の確立、普及を図るとともに、難病患者の医療費の負担軽減を図るため、医療費助成を行う。[6-(5)-3] 長期にわたり療養を必要とし、及びその生命に危険が及ぶおそれがある疾病であって、療養のために多額の費用を要するものに対し、健全育成の観点から、その疾病にかかっている患児家庭の医療費の負担軽減を図るため、医療費助成を行う。[6-(5)-4] |

(次期)北九州市障害者計画 基本的な施策一覧

| 番号 | (現行)北九州市障害者計画 (平成30年度～令和5年度) | | 所管課 | (次期)北九州市障害者計画(案) (令和6年度～10年度) | 内閣府第5次障害者基本計画 (令和5年度～9年度) |
|---------|---------------------------------|---|----------------|---|--|
| 2-(5)-2 | 周産期医療体制の充実 | 周産期医療対策においては、ハイリスク母体・胎児及び新生児等にわたる課題に対応するため、妊娠、出産から新生児に至る総合的な周産期医療体制の充実を図ります。 | 地域医療課 | 周産期医療対策においては、ハイリスク母体・胎児及び新生児等にわたる課題に対応するため、妊娠、出産から新生児に至る総合的な周産期医療体制の充実を図ります。 | |
| 2-(5)-3 | 地域・在宅での医療の提供体制の充実 | 疾患、外傷等に対して適切な治療を行うため、専門医療機関、身近な地域における医療機関及び在宅での医療の提供体制の充実を図るとともに、関係機関の連携を促進します。 | 地域医療課 医務薬務課 | 疾患、外傷等に対して適切な治療を行うため、専門医療機関、身近な地域における医療機関及び在宅における医療の提供体制の充実を図るとともに、関係機関の連携を促進します。 | 疾患、外傷等に対して適切な治療を行うため、専門医療機関、身近な地域における医療機関及び在宅における医療の提供体制の充実、保健所、精神保健福祉センター、児童相談所、市町村等による保健サービス等の提供体制の充実及びこれらの連携を促進する。[6-(6)-3] |
| 2-(5)-4 | 北九州市健康づくり推進プランの普及 | 生活習慣病の早期発見、発症予防と重症化予防について、「北九州市健康づくり推進プラン」等に基づき推進します。 | 健康推進課 | 「北九州市健康づくり推進プラン」に基づき、生活習慣病を予防するとともに合併症の発症や症状の進展等を予防するため、栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙及び歯・口腔の健康に関する生活習慣の改善による健康の増進、健康診査・保健指導の実施等に取り組みます。 | 生活習慣病を予防するとともに合併症の発症や症状の進展等を予防するため、栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙及び歯・口腔の健康に関する生活習慣の改善による健康の増進、医療連携体制の推進、健康診査・保健指導の実施等に取り組む。[6-(6)-2] |

| 番号 | (現行)北九州市障害者計画 (平成30年度～令和5年度) | 所管課 | (次期)北九州市障害者計画(案) (令和6年度～10年度) | 内閣府第5次障害者基本計画 (令和5年度～9年度) |
|---------|---|-------------------------------------|--|--|
| 分野 | 3. 地域包括ケアシステムの構築(地域生活支援、相談体制の充実) | | | 7. 自立した生活の支援・意思決定の推進 |
| 基本的な考え方 | <p>障害のある人が、自らが望む場所において日常生活又は社会生活を営むために必要な支援を受けて、安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指します。</p> | | <p>障害のある人が望む暮らしを実現できるよう自らの決定に基づき、身近な地域で相談支援を受けられることのできる体制を構築します。 また、障害のある人の地域移行を一層推進し、障害のある人が必要なときに必要な場所で、適切な支援を受けられるような取り組みを進めることで、障害の有無にかかわらず、市民が相互に人格と個性を尊重し、安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指します。</p> | <p>障害者の望む暮らしを実現できるよう自ら意思を決定すること及び表明することが困難な障害者に対し、本人の自己決定を尊重する観点から必要な意思決定支援を行うとともに、障害者が自らの決定に基づき、身近な地域で相談支援を受けられることのできる体制を構築する。 また、障害者の地域移行を一層推進し、障害者が必要なときに必要な場所で、地域の実情に即した適切な支援を受けられるよう取組を進めることを通じ、障害の有無にかかわらず、国民が相互に人格と個性を尊重し、安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図る。 さらに、障害者及び障害のある子どもが、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、在宅サービスの量的・質的な充実、障害のある子どもへの支援の充実、障害福祉サービスの質の向上、アクセシビリティ向上に資する機器の研究開発、障害福祉人材の育成・確保等に着実に取り組む。〔7:基本的考え方:再掲〕</p> |
| 施策の方向性 | (1) 地域移行支援・地域生活支援の充実 | | | |
| 3-(1)-1 | <p>在宅生活を支える障害福祉サービスの充実</p> <p>障害のある人の在宅生活を支える障害福祉サービスについて充実を図るとともに、地域生活を支えるための多職種のチームが連携する支援を始め、障害のある人の地域における生活の場のひとつであるグループホーム等に対する支援を行うことにより、障害福祉サービスの継続的な利用を促進します。</p> | <p>障害者支援課</p> <p>認知症支援・介護予防センター</p> | <p>障害のある人の在宅生活を支える障害福祉サービスについて充実を図るとともに、地域生活を支えるための多職種のチームが連携する支援を始め、障害のある人の地域における生活の場のひとつであるグループホーム等に対する支援を行うことにより、障害福祉サービスの継続的な利用を促進します。</p> | <p>障害者が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、個々の障害者のニーズ及び実態に応じて、在宅の障害者に対する日常生活又は社会生活を営む上での、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護等の支援を行うとともに、短期入所及び日中活動の場の確保等により、在宅サービスの量的・質的な充実を図るほか、必要な時に救急医療が受けられる体制整備を推進する。〔7-(3)-1〕</p> <p>障害者の身体機能又は生活能力の向上を目的とした自立訓練(機能訓練、生活訓練)の整備を推進するとともに、利用者の障害特性に応じた専門職員による訓練の取組を促進し、利用者が身近な事業所において必要な訓練を受けられるようにする。〔7-(3)-3〕</p> <p>地域生活への移行を進める観点から、障害者支援施設においては、入所者の意思決定の支援を行いながら、地域生活移行支援や地域で生活する障害者の支援を推進し、また、障害者の地域における居住の場のひとつとして、多様な形態のグループホームの整備を促進するとともに、重度障害者にも対応した体制の充実を図る。〔7-(3)-6〕</p> <p>障害者の一人暮らし等を支える自立生活援助を使いやすい制度にすることにより、障害者の地域生活への移行を推進する。〔7-(3)-7〕</p> |

(次期)北九州市障害者計画 基本的な施策一覧

| 番号 | (現行)北九州市障害者計画 (平成30年度～令和5年度) | | 所管課 | (次期)北九州市障害者計画(案) (令和6年度～10年度) | 内閣府第5次障害者基本計画 (令和5年度～9年度) |
|---------|---------------------------------|--|-------------------------------------|---|---|
| 3-(1)-2 | 障害の重度化・重複化、障害のある人の高齢化への対応 | 障害の重度化・重複化、障害のある人の高齢化に対応する地域における居住の支援や障害福祉サービスの提供、専門的ケア及び強度行動障害のある人等への適切な支援を推進するとともに、長時間サービスを必要とする重度訪問介護利用者等に対して、適切な支給決定を行います。 | 障害者支援課 | 障害の重度化・重複化、障害のある人の高齢化に対応する地域における居住の支援や障害福祉サービスの提供、専門的ケア及び強度行動障害のある人等への適切な支援を推進するとともに、長時間サービスを必要とする重度訪問介護利用者等に対して、適切な支給決定を行います。 | |
| 3-(1)-3 | 地域での生活を支える地域相談支援の充実 | 障害のある人の地域生活への移行や地域で生活する障害のある人を支える地域相談支援(地域移行支援・地域定着支援)を提供するための体制の整備を図ります。 | 障害者支援課 地域福祉推進課 | 障害のある人の地域生活への移行や地域で生活する障害のある人を支える地域相談支援(地域移行支援・地域定着支援)を提供するための体制の整備を図ります。 <u>また、複雑化・複合化する地域住民のニーズに対応する「包括的な支援体制」の構築を目指し、「属性や世代を問わない包括的な相談支援」「地域で孤立しないための社会参加への支援」「居場所確保に向けた地域づくりの支援」などを一体的に実施する重層的支援体制を順次構築していきます。</u> | |
| 3-(1)-4 | 地域生活支援拠点等の整備 | 障害の重度化や障害のある人の高齢化、「親亡き後」を見据え、障害のある人やその家族が地域で安心して生活できるよう、日頃から、身近なところで見守りや交流を行うとともに、緊急時にすぐに相談でき、必要に応じて緊急的な対応を図る体制として、地域の社会資源を活用した地域生活支援拠点の整備に取り組みます。 | 精神保健・地域移行推進課 | 障害の重度化や障害のある人の高齢化、「親亡き後」を見据え、障害のある人やその家族が地域で安心して生活できるよう、日頃から、身近なところで見守りや交流を行うとともに、緊急時にすぐに相談でき、必要に応じて緊急的な対応を図る体制や、 <u>体験の機会・場の提供や入所施設・病院、親元からグループホームや一人暮らしなどへの生活の場の移行支援など</u> 、地域の社会資源を活用した地域生活支援拠点等の整備に取り組みます。 | 地域で生活する障害者の支援を進めるために、地域生活支援拠点等の整備を図り、障害の重度化・高齢化にも対応できるよう、居住支援、サービスの提供体制の確保及び専門的ケアの支援を行う機能を強化する。 <u>また、地域生活支援拠点等については、緊急時の受け入れ対応とともに、体験の機会・場の提供や入所施設・病院、親元からグループホームや一人暮らしなどへの生活の場の移行支援などの役割を担う。[7-(3)-5]</u> |
| 3-(1)-5 | 地域生活における活動支援の充実 | 外出のための移動支援や地域活動支援センターの機能の充実等、社会参加や日常生活における創作的活動や生産活動の機会を提供するとともに、地域の特性や利用者の状況に応じた地域生活支援の充実を図ります。 | 障害福祉企画課 障害者支援課 地域リハビリテーション推進課 | 外出のための移動支援や地域活動支援センターの機能の充実等、社会参加や日常生活における創作的活動や生産活動の機会を提供するとともに、地域の特性や利用者の状況に応じた地域生活支援の充実を図ります。 | 外出のための移動支援、創作的活動や生産活動の機会を提供するとともに、日常生活に必要な便宜を供与する地域活動支援センターの機能の充実等、地域生活を支援するために地方公共団体が地域の特性や利用者の状況に応じて実施する取組に対する支援を推進する。[7-(3)-4] |

(次期)北九州市障害者計画 基本的な施策一覧

| 番号 | (現行)北九州市障害者計画 (平成30年度～令和5年度) | 所管課 | (次期)北九州市障害者計画(案) (令和6年度～10年度) | 内閣府第5次障害者基本計画 (令和5年度～9年度) |
|----------|--|----------------------------|--|---|
| 3-(1)-6 | 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 精神障害のある人とその家族が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、障害福祉サービス事業者、行政等の重層的な連携を図ることで、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進します。 | 精神保健・地域移行推進課 | 精神障害のある人とその家族が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、 当事者・家族・保健・医療・福祉・教育等 関係者による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、障害福祉サービス事業者、行政等の重層的な連携を図ることで、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進します。 | 精神障害者とその家族が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、 当事者・家族・保健・医療・福祉・教育等 関係者による協議の場及び住まいの確保支援も含めた地域の基盤整備を推進し、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を推進する。[[7-(3)-8、6-(1)-7:再掲] |
| 3-(1)-7 | 精神障害のある人の地域生活の支援体制の充実 入院中の精神障害のある人の早期退院（入院期間の短縮）及び地域移行・地域定着を推進するため、入院中からの交流・相談を始め、地域生活へ移行した後の日常生活や通院治療のフォローアップ、こころの健康に関する相談対応等、障害のある人が安心して地域で生活できる支援体制の充実を図ります。 また、生活に不都合が生じた場合の施設での受け入れ等、関係機関が連携して支援する体制を構築します。 | 精神保健・地域移行推進課 精神保健福祉センター | 入院中の精神障害のある人の早期退院（入院期間の短縮）及び地域移行・地域定着を推進するため、入院中からの交流・相談を始め、地域生活へ移行した後の日常生活や 外来通院時の切れ目のない フォローアップ、こころの健康に関する相談対応等、障害のある人が安心して地域で生活できる支援体制の充実を図ります。 また、生活に不都合が生じた場合の施設での受け入れ等、関係機関が連携して支援する体制を構築します。 | 精神障害者の地域への円滑な移行・定着を進められるよう、社会的活動の拠点、在宅医療の充実や地域住民の理解の促進を図るとともに、働くことを含めた、精神障害者の退院後 及び外来通院時の切れ目のない 支援に係る取組を行う。[6-(1)-8] |
| 3-(1)-8 | 精神障害のある人の在宅生活支援 在宅生活を送っている精神障害のある人が、安心して地域での生活が維持できるよう、多職種チームによる訪問支援（アウトリーチ）を始め、地域生活の場であるグループホームの設置や継続的な利用の促進等、在宅生活を支える障害福祉サービスの充実を図ります。 | 障害者支援課 精神保健・地域移行推進課 | 在宅生活を送っている精神障害のある人が、安心して地域での生活が維持できるよう、多職種チームによる訪問支援（アウトリーチ）を始め、地域生活の場であるグループホームの設置や継続的な利用の促進等、在宅生活を支える障害福祉サービスの充実を図ります。 | 精神科デイケアのサービス提供内容の充実を図るとともに、外来医療、ひきこもり等の精神障害に対する多職種によるアウトリーチ（訪問支援・ 在宅医療 ）を充実させる。[6-(1)-1-1] |
| 3-(1)-9 | 医療ケア等社会資源の整備促進 常時介護を必要とする障害のある人が、自らの決定に基づき身近な地域で生活できるよう、日中及び夜間における医療的ケアを含む支援の質と量の充実を図るとともに、体調の変化・支援者の状況等、必要に応じて一時的に利用することができる社会資源の整備を促進します。 また、常時介護を必要とする障害のある人等に対し必要な支援を適切に実施できるよう、支援の在り方について検討を行います。 | 障害者支援課 | 常時介護を必要とする障害のある人 及び障害のある子ども が、自らの 意思や意向が尊重されたうえで 身近な地域で生活できるよう、日中及び夜間における医療的ケアを含む支援の質と量の充実を図るとともに、体調の変化・支援者の状況等、必要に応じて一時的に利用することができる社会資源の整備を促進します。 また、常時介護を必要とする障害のある人等に対し必要な支援を適切に実施できるよう、支援の在り方について検討を行います。 | 常時介護を必要とする障害者が、自らが選択する地域で生活できるよう、日中及び夜間における医療的ケアを含む支援の充実を図るとともに、体調の変化・支援者の状況等に応じて一時的に利用することができる社会資源の整備を促進する。 [7-(3)-2] |
| 3-(1)-10 | 障害福祉施設の整備 現在、指定管理者制度で運営されている市立障害福祉施設については、より柔軟かつ安定的に運営サービスを提供するため、民間事業者による独立した運営が可能な施設については、条件が整い次第、社会福祉法人への移譲も含めた再整備を進めます。 | 障害者支援課 | 現在、指定管理者制度で運営されている市立障害福祉施設については、より柔軟かつ安定的に運営サービスを提供するため、民間事業者による独立した運営が可能な施設については、条件が整い次第、社会福祉法人への移譲も含めた再整備を進めます。 | |

(次期)北九州市障害者計画 基本的な施策一覧

| 番号 | (現行)北九州市障害者計画 (平成30年度～令和5年度) | | 所管課 | (次期)北九州市障害者計画(案) (令和6年度～10年度) | 内閣府第5次障害者基本計画 (令和5年度～9年度) |
|----------|---------------------------------|--|---|---|--|
| 3-(1)-11 | 触法障害者への支援 | 触法障害者の円滑な社会復帰を促進するため、基幹相談支援センターや司法関係者、地域生活定着支援センター、保護観察所、協力事業主、障害福祉サービス事業者等の関係機関と連携の下、必要な福祉サービス等を利用できるよう支援を行います。 | 障害者支援課 | 触法障害者の円滑な社会復帰を促進するため、基幹相談支援センターや司法関係者、地域生活定着支援センター、保護観察所、協力事業主、障害福祉サービス事業者等の関係機関と連携の下、必要な福祉サービス等を利用できるよう支援を行います。 | <p>心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成15年法律第110号)の対象者の社会復帰の促進を図るため、同法対象者に対する差別の解消を進める。[1-(2)-8]</p> <p>弁護士、弁護士会、日本弁護士連合会、法テラス等の連携の下、罪を犯した知的障害者等の社会復帰の障害となり得る法的紛争の解決等に必要な支援を行うなど、再犯防止の観点からの社会復帰支援の充実を図る。[5-(1)-5]</p> <p>心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律に基づき、同法対象者に対する精神保健医療の提供や医療と福祉が連携した支援を充実させる。[6-(1)-9]</p> |
| 施策の方向性 | (2) 相談支援体制の充実 | | | | |
| 3-(2)-1 | 相談支援体制の充実 | <p>障害のある人が自らの決定に基づき、身近な地域で相談支援を受けることができるよう、様々な障害種別、年齢、性別、状態等に対応し、総合的な相談支援を提供する体制の整備を図ります。</p> <p>特に、障害者手帳の交付や各種の障害福祉サービス等の受付、支給決定等を行っている区役所高齢者・障害者相談コーナーについては、その機能を強化するために、窓口職員に対する専門研修による人材育成を進めます。</p> | <p>障害福祉企画課</p> <p>障害者支援課</p> <p>地域リハビリテーション推進課</p> <p>精神保健福祉センター</p> <p>総務区政課</p> | <p>障害のある人が自らの決定に基づき、身近な地域で相談支援を受けることができるよう、北九州市基幹相談支援センターを中心とする総合的な相談支援を提供する体制の整備を図ります。</p> <p>また、障害者手帳の交付や各種の障害福祉サービス等の受付、支給決定等を行っている区役所高齢者・障害者相談コーナーについては、その機能を強化するために、窓口職員に対する専門研修による人材育成を進めます。</p> <p>加えて、高齢者や障害のある人、その家族のニーズに応じた質の高い相談支援を行うことができるよう、地域リハビリテーション支援センターを中心に医療機関等の協力を得て、リハビリテーションに関する相談支援や支援者の育成・活用等に取り組むとともにリハビリテーション関係者の連携強化を図ります。</p> | <p>障害者が自らの決定に基づき、身近な地域で相談支援を受けることのできる体制を構築するため、様々な障害種別、年齢、性別、状態等に対応し、総合的な相談支援を提供する体制の整備を図る。[7-(2)-1]</p> <p>障害者個々の心身の状況、サービス利用の意向や家族の意向等を踏まえたサービス等利用計画案の作成等、当事者の支援の必要性に応じた適切な支給決定の実施に向けた取組を進める。[7-(2)-2]</p> |

(次期)北九州市障害者計画 基本的な施策一覧

| 番号 | (現行)北九州市障害者計画 (平成30年度～令和5年度) | | 所管課 | (次期)北九州市障害者計画(案) (令和6年度～10年度) | 内閣府第5次障害者基本計画 (令和5年度～9年度) |
|---------|---------------------------------|--|------------------------|--|---|
| 3-(2)-2 | 北九州市基幹相談支援センターの充実 | どこに相談してよいかわからないといった障害のある人のための「よろず相談窓口」として、地域における障害者相談支援の中核的な役割を担う「北九州市基幹相談支援センター」において、訪問支援（アウトリーチ）を含めたきめ細かな相談対応を行い、障害のある人とその家族に寄り添った支援を進めます。 | 障害者支援課 | どこに相談してよいかわからないといった障害のある人のための総合相談窓口として、地域における障害者相談支援の中核的な役割を担う「北九州市基幹相談支援センター」において、訪問支援（アウトリーチ）を含めたきめ細かな相談対応を行い、障害のある人とその家族に寄り添った支援を進めます。 | 相談支援事業者への専門的指導や人材育成、障害者等の相談等を総合的にを行い、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの必要性を周知し、その設置を促進する。また、関係機関の連携の緊密化や地域の実情に応じた体制整備についての協議会の運営の活性化を図ることにより、障害者等への支援体制の整備を進める。[7-(2)-3] |
| 3-(2)-3 | 各種相談機関の地域ネットワークの構築 | 基幹相談支援センターと高齢者・障害者相談コーナーを始めとする区役所の相談窓口、相談支援事業者、各種専門機関、地域関係者は、互いに連携・協働し、様々な相談に対応します。 様々な相談機関が地域のネットワークを構築し、支援の必要な人にできるだけ早く気付き、必要な支援へつなぐ体制づくりを進めることにより、障害のある人とその家族を共に支える地域ネットワークの構築を図ります。 | 障害者支援課 精神保健・地域移行推進課 | 基幹相談支援センターと高齢者・障害者相談コーナーを始めとする区役所の相談窓口、相談支援事業者、各種専門機関、地域関係者は、互いに連携・協働し、様々な相談に対応します。 様々な相談機関が地域のネットワークを構築し、支援の必要な人にできるだけ早く気付き、必要な支援へつなぐ体制づくりを進めることにより、障害のある人とその家族を共に支える地域ネットワークの構築を図ります。 | 各種ガイドラインの策定及び普及、障害者相談員や相談支援に従事する職員に対する研修の実施等により、相談業務の質の向上を図るとともに、児童相談所、更生相談所、保健所等の関係機関間のネットワークの形成及びその活用を推進し、障害者が身近な地域で専門的相談を行うことができる体制を構築する。[7-(2)-8] |
| 3-(2)-4 | 北九州市障害者自立支援協議会の運営等の充実 | 相談支援事業者の事業運営等の評価や具体的な困難事例に対する指導・助言、ネットワークの構築を目的とした北九州市障害者自立支援協議会の運営等の充実を図ります。 | 精神保健・地域移行推進課 | <u>具体的な事例の対応等を通じた地域課題の抽出や解決のための仕組みづくり、関係機関等のネットワークの構築、人材育成、相談支援事業者の事業運営等の評価等を目的とした北九州市障害者自立支援協議会の運営等の充実を図ります。</u> | |
| 3-(2)-5 | 発達障害のある子どもや大人への支援 | 発達障害のある子どもや大人への支援について、幼児期の「気づき」の段階から、ライフステージに応じ一貫した支援体制の構築を図るため、行政の縦割りを超えた体制づくりを進めます。 併せて、市立総合療育センターや発達障害者支援センター「つばさ」を中心とした相談支援、家族支援の強化等に取り組み、保健・医療・障害福祉等の協働による包括的な支援を進めます。 | 精神保健・地域移行推進課 | 発達障害のある子どもや大人への支援について、幼児期の「気づき」の段階から、ライフステージに応じ一貫した支援体制の構築を図るため、行政の縦割りを超えた体制づくりを進めます。 併せて、市立総合療育センターや発達障害者支援センター「つばさ」を中心とした相談支援、家族支援の強化等に取り組み、保健・医療・障害福祉・ <u>教育、雇用</u> 等の協働による包括的な支援を進めます。 | 発達障害の早期発見、早期支援の重要性に鑑み、発達障害の診療・支援ができる医師の養成を図るとともに、巡回支援専門員等の支援者の配置の促進を図る。[6-(4)-4] 発達障害者支援センター等において、発達障害児やその家族に対する相談支援やペアレントメンターの養成等を行うとともに、地域の医療、保健、福祉、教育、雇用等の関係者による発達障害者支援地域協議会で地域の課題等を協議し、発達障害者支援センターを中心とした地域生活支援体制の充実を図る。[7-(2)-4] 発達障害児やその家族に対する支援を強化するため、地域生活支援事業の活用によって、ピアサポートを行う人材を育成するとともに、ピアサポートを推進する。[7-(7)-3:再掲] |
| 3-(2)-6 | 難病患者やその家族の支援 | 難病患者の療養上、日常生活上での悩みや不安等の解消を図るとともに、難病患者の様々なニーズに対応したきめ細やかな相談や支援を通じて地域における難病患者支援対策を推進するため、北九州市難病相談支援センターを拠点に、難病患者の相談・支援を行います。 また、難病患者やその家族が地域で安心して療養生活を送ることができるよう、患者・家族会等の支援をはじめ、情報提供や啓発、医療相談会等の取り組みを実施します。 | 難病相談支援センター | 難病患者の療養上、日常生活上での悩みや不安等の解消を図るとともに、難病患者の様々なニーズに対応したきめ細やかな相談や支援を通じて地域における難病患者支援対策を推進するため、 <u>難病相談支援センターを中心とした関係機関との連携を強化し、地域で生活する難病患者の日常生活における相談・支援を行います。</u> また、難病患者やその家族が地域で安心して療養生活を送ることができるよう、患者・家族会等の支援をはじめ、情報提供や啓発、医療相談会等の取り組みを実施し、 <u>地域交流活動の促進などを行います。</u> | 難病患者に対し、総合的な相談・支援や地域における受入病院の確保を図るとともに、在宅療養上の適切な支援を行うことにより、安定した療養生活の確保と難病患者及びその家族の生活の質の向上を図る。[6-(5)-2] 難病患者の療養上、日常生活上での悩みや不安等の解消を図るとともに、難病患者の様々なニーズに対応したきめ細やかな相談や支援を通じて地域における難病患者支援対策を実施するため、 <u>各種相談支援事業やピアサポート等を行う</u> 難病相談支援センターを中心とし、難病診療連携拠点病院、地方公共団体等の様々な関係者間での連携を推進し、地域で生活する難病患者の日常生活における相談・支援や地域交流活動の促進などを行う。[6-(5)-5] |

(次期)北九州市障害者計画 基本的な施策一覧

| 番号 | (現行)北九州市障害者計画 (平成30年度～令和5年度) | | 所管課 | (次期)北九州市障害者計画(案) (令和6年度～10年度) | 内閣府第5次障害者基本計画 (令和5年度～9年度) |
|---------|---------------------------------|--|--------------------------------|---|--|
| 3-(2)-7 | 北九州市難病対策地域協議会の開催 | 難病患者やその家族をはじめ、医療・福祉・就労等の関係機関、関係団体によって構成する「北九州市難病対策地域協議会」を開催し、地域における難病患者支援の課題を共有し、支援体制について協議を行います。 | 難病相談支援センター | 難病患者やその家族をはじめ、医療・福祉・就労等の関係機関、関係団体によって構成する「北九州市難病対策地域協議会」を開催し、地域における難病患者支援体制に関する課題について情報を共有し、地域の実情に応じた支援体制について協議を行います。 | 難病患者の療養上、日常生活上での悩みや不安等の解消を図るとともに、難病患者の様々なニーズに対応したきめ細やかな相談や支援を通じて地域における難病患者支援対策を推進するため、難病相談支援センター等により、地域で生活する難病患者の日常生活における相談・支援を行う。[7-(2)-6] |
| 3-(2)-8 | 高次脳機能障害のある人や若年性認知症の人に対する相談体制の充実 | 高次脳機能障害のある人や若年性認知症の人に対し、各種障害福祉サービスや相談窓口等についての情報を提供するとともに、家族に対する相談支援体制の充実を図ります。 また、高次脳機能障害や若年性認知症について、行政や民間の相談窓口従事者等を対象とした講演会や研修を充実し、資質の向上を図ります。 | 精神保健・地域移行推進課 認知症支援・介護予防センター | 高次脳機能障害のある人や若年性認知症の人に対し、各種障害福祉サービスや相談窓口等についての情報を提供するとともに、家族に対する相談支援体制の充実を図ります。 また、高次脳機能障害や若年性認知症について、行政や民間の相談窓口従事者等を対象とした講演会や研修を充実し、資質の向上を図ります。 | 高次脳機能障害児者への支援について、地域の支援拠点に相談支援コーディネーターを配置し、ライフステージに応じた専門的な相談支援や都道府県及び市町村が障害者等への支援体制の整備を図るために設置する協議会を始めとした関係機関との連携・調整等を行うとともに、高次脳機能障害に関する情報発信の充実を図る。[7-(2)-5] |
| 施策の方向性 | (3) 地域福祉の充実 | | | | |
| 3-(3)-1 | 地域社会の仕組みづくり | 障害のある人が地域社会において自立した生活ができるように、一人ひとりが抱える課題を地域社会みんなで受け止め、地域の多様な専門性を生かして解決する仕組みづくりを進めます。 | 障害者支援課 地域福祉推進課 | 障害のある人が地域社会において自立した生活ができるように、一人ひとりが抱える課題を地域社会みんなで受け止め、地域の多様な専門性を生かして解決する仕組みづくりを進めます。 また、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりや地域全体の機運の醸成を図りつつ、行政とNPO等の関係団体が連携・協働し、孤独・孤立対策の取組みを推進するためのプラットフォーム「北九州市孤独・孤立対策等連携協議会」を軸に、NPO等関係団体や地域住民等の支援のネットワークを強化します。 | |
| 3-(3)-2 | 精神障害のある人の地域生活支援 | 精神科医療機関・障害福祉サービス事業者・行政・関係機関等の協議の場を設け、精神障害のある人の地域移行に関する目標を共有し、住まい(医療を受けられる環境の整備を含む。)の確保支援、家族支援等の課題解決について検討します。 | 精神保健・地域移行推進課 | 精神科医療機関・障害福祉サービス事業者・行政・関係機関等の協議の場を設け、精神障害のある人の地域移行に関する目標を共有し、住まい(医療を受けられる環境の整備を含む。)の確保支援、家族支援等の課題解決について検討します。 | |
| 3-(3)-3 | 精神障害のある人への地域住民による地域生活の支援 | 精神障害のある人が地域移行した後、地域活動への参加や地域住民のネットワークによる見守り等、精神障害のある人が地域で安心して生活を送ることができるよう、地域住民に対する啓発活動を充実します。 | 精神保健・地域移行推進課 | 精神障害のある人が地域移行した後、地域活動への参加や地域住民のネットワークによる見守り等、精神障害のある人が地域で安心して生活を送ることができるよう、地域住民に対する啓発活動を充実します。 | |
| 3-(3)-4 | 発達障害者支援地域協議会の開催 | 発達障害のある人の支援体制に関する地域における課題について、関係者間で情報を共有し、緊密な連携を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うための発達障害者支援地域協議会を開催します。 | 精神保健・地域移行推進課 | 発達障害のある人の支援体制に関する地域における課題や、ライフステージに沿った専門的な支援について、関係者間で情報を共有し、緊密な連携を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うための発達障害者支援地域協議会を開催します。 | |

(次期)北九州市障害者計画 基本的な施策一覧

| 番号 | (現行)北九州市障害者計画 (平成30年度～令和5年度) | | 所管課 | (次期)北九州市障害者計画(案) (令和6年度～10年度) | 内閣府第5次障害者基本計画 (令和5年度～9年度) |
|------------------------------------|---------------------------------|---|--|--|---|
| 3-(3)-5 | 行動障害等のある人への支援 | <p>行動障害等の悩みを抱えた人とその家族が地域で孤立することなく、安心して生活できるよう、地域関係者や障害福祉関係者等による見守り、交流を進めるとともに、専門家等による家族支援の強化を図ります。</p> <p>併せて、障害福祉サービス事業所における受け入れを進めるため、サービス従事者を対象に、行動障害への対応に係るスキルアップ研修等を行うとともに、幅広い関係者に向けて、行動障害のある当事者と家族への支援についての啓発を行います。</p> | 精神保健・地域移行推進課 | <p>行動障害等の悩みを抱えた人とその家族が地域で孤立することなく、安心して生活できるよう、地域関係者や障害福祉関係者等による見守り、交流を進めるとともに、専門家等による家族支援の強化を図ります。</p> <p>併せて、障害福祉サービス事業所における対応の理解を深め、受け入れを進めるため、サービス従事者を対象に、事例検討会の実施や行動障害への対応に係る研修等を行うとともに、幅広い関係者に向けて、行動障害のある当事者と家族への支援についての啓発を行います。</p> | |
| <p>施策の方向性 (4) 障害福祉を支える人材の育成・支援</p> | | | | | |
| 3-(4)-1 | 障害のある人を支援する人の支援 | <p>「支援する人を支援する」という考えのもと、障害のある人を介護する家族に対する相談や情報提供、当事者同士の交流等の取り組みを充実します。併せて、家族介護者の一時的休息(レスパイト)の観点から、短期入所(ショートステイ)等の利用を進めることで、障害のある子どもが安心して地域において生活できるよう、家族の支援を行います。</p> | <p>障害福祉企画課</p> <p>障害者支援課</p> <p>精神保健・地域移行推進課</p> | <p>「支援する人を支援する」という考えのもと、障害のある人及び障害のある子どもを介護する家族に対する相談や情報提供、当事者同士の交流等の取り組みを充実します。併せて、家族介護者の一時的休息(レスパイト)の観点から、短期入所(ショートステイ)等の利用を進めることで、障害のある人及び障害のある子どもが安心して地域において生活できるよう、家族の支援を行います。</p> | |
| 3-(4)-2 | 精神障害のある人やその家族同士の分かち合い | <p>精神障害のある人やその家族が障害を受け入れていくことができるよう、精神疾患やひきこもりへの理解を深め、同じ経験を持つ家族同士の分かち合いの場を提供するなど、情報交換し、悩みを共有しながら不安解消に向けた取り組みを進めます。</p> | <p>精神保健・地域移行推進課</p> <p>精神保健福祉センター</p> | <p>精神障害のある人やその家族が障害を受け入れていくことができるよう、精神疾患やひきこもりへの理解を深め、同じ経験を持つ家族同士の分かち合いの場を提供するなど、情報交換し、悩みを共有しながら不安解消に向けた取り組みを進めます。</p> | |
| 3-(4)-3 | ペアレントメンターの育成 | <p>発達障害のある子どもの家族に対する心理的ケアと家庭における子育ての支援を進めるため、家族同士が子どもとの関わり方や悩みを気軽に情報交換できる場の充実を図るとともに、家庭における行動面の問題等に対する専門的な支援を行います。</p> <p>また、発達障害のある子どもを育てた経験のある保護者が、同じような発達障害のある子どもを持つ保護者に寄り添い、相談を受けるペアレントメンターの養成等を強化します。</p> | 精神保健・地域移行推進課 | <p>発達障害のある子どもの家族に対する心理的ケアと家庭における子育ての支援を進めるため、家族同士が子どもとの関わり方や悩みを気軽に情報交換できる場の充実を図るとともに、家庭における行動面の問題等に対する専門的な支援を行います。</p> <p>また、発達障害のある子どもを育てた経験のある保護者が、同じような発達障害のある子どもを持つ保護者に寄り添い、相談を受けるペアレントメンターを養成し、その活動の充実を図ります。</p> | <p>発達障害者支援センター等において、発達障害児やその家族に対する相談支援やペアレントメンターの養成等を行うとともに、地域の医療、保健、福祉、教育、雇用等の関係者による発達障害者支援地域協議会で地域の課題等を協議し、発達障害者支援センターを中心とした地域生活支援体制の充実を図る。[7-(2)-4]</p> |
| 3-(4)-4 | ピアカウンセリングやセルフヘルプ活動の支援 | <p>障害のある人の生活の向上や、権利擁護にとって重要なピアカウンセリングやセルフヘルプ活動を支援します。</p> <p>また、障害のある人やその家族によるボランティア活動に対する支援や障害のある人を支える人材の育成が行えるよう環境整備に努めます。</p> | <p>障害福祉企画課</p> <p>障害者支援課</p> <p>精神保健福祉センター</p> | <p>障害のある人の生活の向上や、権利擁護にとって重要なピアカウンセリングやセルフヘルプ活動を支援します。</p> <p>また、障害のある人やその家族によるボランティア活動に対する支援や障害のある人を支える人材の育成が行えるよう環境整備に努めます。</p> | <p>家族と暮らす障害者について情報提供や相談支援等によりその家庭や家族を支援する。また、ピアサポーターの育成を行うとともに、ピアカウンセリング、ピアサポート体制の強化等の障害者同士・家族同士が行う援助として有効かつ重要な手段である当事者等による相談活動の更なる拡充を図る。[7-(2)-9]</p> <p>発達障害児やその家族に対する支援を強化するため、地域生活支援事業の活用によって、ピアサポートを行う人材を育成するとともに、ピアサポートを推進する。[7-(2)-10]</p> |

| 番号 | (現行)北九州市障害者計画 (平成30年度～令和5年度) | 所管課 | (次期)北九州市障害者計画(案) (令和6年度～10年度) | 内閣府第5次障害者基本計画 (令和5年度～9年度) | |
|---------|---|--|--|--|--|
| 分野 | 4. 教育の振興(インクルーシブ教育システムの推進) | | | 8. 教育の振興 | |
| 基本的な考え方 | <p>障害の有無によって分け隔てられることなく、誰もが相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に向け、障害の有無にかかわらず、可能な限り共に教育を受けることのできる仕組みを構築するとともに、障害に対する理解を深めるための取り組みを推進します。</p> <p>また、障害のある人が社会においてその能力を発揮し、自己実現を図ることができるよう、障害のある人が学校教育のみならず生涯にわたってその年齢、能力、障害の特性等を踏まえた教育を受けられるように取り組みます。</p> | | <p>障害の有無によって分け隔てられることなく、誰もが相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に向け、障害の有無にかかわらず、可能な限り共に教育を受けることのできる仕組みを構築するとともに、障害に対する理解を深めるための取り組みを推進します。</p> <p>また、高等教育を含む学校教育における障害のある幼児児童生徒及び学生に対する支援を推進するため、障害のある幼児児童生徒及び学生に対する適切な支援を行うことができるよう環境の整備に努めるとともに、合理的配慮の提供等の一層の充実を図ります。</p> <p>さらに、障害のある人が社会においてその能力を発揮し、自己実現を図ることができるよう、障害のある人が学校教育のみならず生涯にわたってその年齢、能力、障害の特性等を踏まえた教育を受けられるように取り組みます。</p> | <p>障害の有無によって分け隔てられることなく、国民が相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に向け、可能な限り共に教育を受けることのできる仕組みの整備を進めるとともに、いわゆる「社会モデル」を踏まえつつ、障害に対する理解を深めるための取組を推進する。また、高等教育を含む学校教育における障害のある幼児児童生徒及び学生に対する支援を推進するため、障害のある幼児児童生徒及び学生に対する適切な支援を行うことができるよう環境の整備に努めるとともに、合理的配慮の提供等の一層の充実を図る。さらに、障害者が、学校卒業後も含めたその一生を通じて、自らの可能性を追求できる環境を整え、地域の一員として豊かな人生を送ることができるよう、生涯を通じて教育やスポーツ、文化等の様々な機会に親しむための関係施策を横断的かつ総合的に推進するとともに、共生社会の実現を目指す。〔8:基本的考え方〕</p> | |
| 施策の方向性 | (1) インクルーシブ教育システムの推進 | | | | |
| 4-(1)-1 | 多様な学びの場の整備 | <p>インクルーシブ教育の理念を踏まえ、障害の有無にかかわらず、子どもたちが同じ場でともに学べるように努めるとともに、個別の教育的ニーズのある子どもたちに対して、自立と社会参加を見据えて、その時点において教育的ニーズにもっとも的確に応える指導を提供できるよう、小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある「多様な学びの場」を整備します。</p> | 特別支援教育課、施設課、企画調整課、学事課 | <p>インクルーシブ教育の理念を踏まえ、障害の有無にかかわらず、子どもたちが同じ場でともに学べるように努めます。</p> <p>また、個別の教育的ニーズのある子どもたちに対して、自立と社会参加を見据えて、その時点における教育的ニーズにもっとも的確に応える指導を提供できるよう、小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある「多様な学びの場」を整備します。</p> | <p>障害のある幼児児童生徒の自立と社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、基礎的環境の整備を進めつつ、個別の指導計画や個別の教育支援計画の活用を通じて、幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校等(以下「全ての学校」という。)に在籍する障害のある幼児児童生徒が合理的配慮の提供を受けながら、適切な指導や必要な支援を受けられるようにする。こうした取組を通じて、障害のある幼児児童生徒に提供される配慮や学びの場の選択肢を増やし、障害の有無にかかわらず可能な限り共に教育を受けられるように条件整備を進めるとともに、個々の幼児児童生徒の教育的ニーズに最も的確に応える指導を受けることのできる、インクルーシブ教育システム(包容する教育制度)の整備を推進する。〔8-(1)-1〕</p> <p>小・中学校における通級による指導を担当する教師に係る定数が段階的に基礎定数化されていることや、高等学校における通級による指導が制度化されたこと等を踏まえ、自校通級、巡回通級の充実を始めとして、通級による指導がより一層普及するよう努める。〔8-(1)-9〕</p> <p>障害により特別な支援を必要とする幼児児童生徒は、全ての学校、全ての学級に在籍することを前提に、教職課程において必修化されている特別支援教育に関する内容の着実な実施のほか、全ての学校における特別支援教育の体制の整備を促すとともに、最新の知見も踏まえながら、管理職を含む全ての教職員への研修等を促進することを通して、障害に対する理解や特別支援教育に係る専門性を深める取組を推進する。その際、柔軟な運用に配慮しつつ、小・中学校、高等学校等の全ての新規採用教員がおおむね10年目までの期間内において、特別支援学級の教師や、特別支援学校の教師を複数年経験することや、都道府県教育委員会等が策定する教員育成指標において特別支援教育を明確に位置づけることを目指し、必要な周知・調査等を行う。〔8-(2)-1〕</p> |

(次期)北九州市障害者計画 基本的な施策一覧

| 番号 | (現行)北九州市障害者計画 (平成30年度～令和5年度) | | 所管課 | (次期)北九州市障害者計画(案) (令和6年度～10年度) | 内閣府第5次障害者基本計画 (令和5年度～9年度) |
|---------|---------------------------------|---|--------------|---|--|
| 4-(1)-2 | 医療・保健・福祉等の関係機関との連携 | 「北九州市特別支援教育推進プラン」に示すとおり、一人ひとりに着目した連続性のある指導・支援の充実に向け、医療・保健・福祉等の関係機関との連携を図ります。また、それぞれの「学びの場」における指導・支援のあり方について教職員や保護者に対し助言を行うことにより、より一層の特別支援教育の充実に努めます。 | 特別支援教育相談センター | 「北九州市特別支援教育推進プラン」に示すとおり、一人ひとりに着目した連続性のある指導・支援の充実に向け、医療・保健・福祉等の関係機関との連携を図ります。また、それぞれの「学びの場」における指導・支援のあり方について教職員や保護者に対し助言を行うことにより、より一層の特別支援教育の充実に努めます。 | あわせて、「いじめの防止等のための基本的な方針」(平成25年10月11日文科科学大臣決定)等を踏まえ、障害のある児童生徒が関わるいじめ等の防止や早期発見等のための適切な措置を講ずる。[8-(1)-2] |
| 4-(1)-3 | 障害のある子どもの就学先の決定 | 障害のある子どもの就学先は、本人・保護者に対して十分に情報を提供するとともに、子ども一人ひとりの障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から検討し、教育支援委員会と保護者が建設的対話による合意形成を図ったうえで適切に決定します。 | 特別支援教育相談センター | 障害のある子どもの就学先は、本人・保護者に対して十分に情報を提供するとともに、子ども一人ひとりの障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から検討し、教育支援委員会と保護者が建設的対話による合意形成を図ったうえで適切に決定します。 また、障害のある子どもたちの発達の程度、適応の状況等に応じて、柔軟に「学びの場」を変更できることについて、本人・保護者に十分に説明します。 | 障害のある児童生徒の就学先決定に当たっては、本人・保護者に対する十分な情報提供や相談の下、本人・保護者の意見を最大限尊重しつつ、本人・保護者と市町村教育委員会、学校等が、教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則とする ことについて引き続き関係者への周知を行う。また適切な「学びの場」の選択に関する情報や、教育的ニーズに応じて、柔軟に「学びの場」を変更できることについて、引き続き、関係者への周知を行う。特別支援学校と小・中・高等学校のいずれかを一体的に運営するインクルーシブな学校運営モデルを創設する。 [8-(1)-4] |
| 4-(1)-4 | 障害のある子どもたちに対する合理的配慮の提供 | 障害のある子どもたちに対する合理的配慮の提供にあたっては、情報保障やコミュニケーションの方法について配慮するとともに、一人ひとりの障害の状態や教育的ニーズ等に応じて学校と本人・保護者間で建設的な対話による合意形成を図った上で決定し、その内容を個別的教育支援計画へ明記します。 また、合理的配慮は、障害のある子どもたちの状況に応じて適切に提供されることが望ましいことを、個別的就学相談等での面談や広報等によって、保護者や関係者に対して周知します。 | 特別支援教育課 | 障害のある子どもたちに対する合理的配慮の提供にあたっては、 全ての学びの場において、 情報保障やコミュニケーションの方法について配慮 します。そして、 一人ひとりの障害の状態や教育的ニーズ等に応じて学校と本人・保護者間で建設的な対話 を行い、 合意形成を図った上で その内容を決定し、 個別的教育支援計画へ明記します。 また、合理的配慮は、障害のある子どもたちの状況に応じて適切に提供されることが望ましいことを、個別的就学相談等での面談や広報等によって、保護者や関係者に対して周知します。 | 各学校における障害のある幼児児童生徒に対する合理的配慮の提供にあたっては、 全ての学びの場において、 情報保障やコミュニケーションの方法について配慮するとともに、幼児児童生徒一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等を把握し、それに応じて設置者・学校と本人・保護者間で可能な限り合意形成を図った上で決定・提供されることが望ましいことを引き続き周知する。[8-(1)-6] 医療的ケアを必要とする幼児児童生徒や 病気療養児童等 長期入院を余儀なくされている幼児児童生徒が教育を受けたり、他の幼児児童生徒と共に学んだりする機会を確保するため、医療的ケア看護 職員 の配置やこれらの幼児児童生徒への支援体制の整備に向けた調査研究等の施策の充実に努める。[8-(1)-7] 障害のある幼児児童生徒の学校教育活動に伴う 通学を含む 移動に係る支援の充実に努めるとともに、各地域における教育と福祉部局との連携を促す。[8-(2)-6] |
| 4-(1)-5 | 校内支援体制の構築 | 校長のリーダーシップの下、特別支援教育コーディネーター(特別支援教育を推進する教員)を中心とした校内支援体制を構築します。 また、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、看護師、言語聴覚士(ST)、作業療法士(OT)、理学療法士(PT)等の外部専門家及び学校支援講師等の活用を図ることで、学校が組織として、障害のある子どもたちの多様なニーズに応じた支援を提供します。 | 教職員課、特別支援教育課 | 校長のリーダーシップの下、特別支援教育コーディネーター(特別支援教育を推進する教員)を中心とした校内支援体制を構築します。 また、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、看護師、言語聴覚士、作業療法士、理学療法士、 臨床心理士、公認心理師、精神保健福祉士、社会福祉士 等の外部専門家及び学校支援講師等の活用を図ることで、 全ての 学校が組織として、障害のある子どもたちの多様なニーズに応じた支援を提供します。 | 校長のリーダーシップの下、 校内の状況を適切に把握するとともに、必要に応じて外部の専門家等とも連携し、 特別支援教育コーディネーターを中心とした校内支援体制を構築し、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、看護師、言語聴覚士、作業療法士、理学療法士等の専門家及び特別支援教育支援員の活用を図ることで、 全ての 学校が組織として、障害のある幼児児童生徒の多様なニーズに応じた支援を提供できるよう促す。[8-(1)-5] |

(次期)北九州市障害者計画 基本的な施策一覧

| 番号 | (現行)北九州市障害者計画 (平成30年度～令和5年度) | | 所管課 | (次期)北九州市障害者計画(案) (令和6年度～10年度) | 内閣府第5次障害者基本計画 (令和5年度～9年度) |
|---------|---------------------------------|---|--------------------------------------|--|---|
| 4-(1)-6 | 心身の発達が気になる子どもへの関わり | 早期のうちに障害に気づき、適切な支援につなげるため、心身の発達が気になる子どもに早い時期から関わり、早期発見の取り組みを強化するとともに、医療・保健・福祉等との連携の下、乳幼児に対する健康診査や就学時の健康診断の結果、入学後の児童生徒の状態等を踏まえ、障害の有無に関わらず、本人や保護者に対する早期からの教育相談・支援体制の充実を図ります。 | 特別支援教育相談センター | 早期のうちに障害に気づき、適切な支援につなげるため、心身の発達が気になる子どもに早い時期から関わり、早期発見の取り組みを強化します。 <u>また、医療・保健・福祉等との連携の下、乳幼児に対する健康診査や就学時の健康診断の結果や入学後の児童生徒の状態等を踏まえ、障害の有無に関わらず、本人や保護者に対する早期からの教育相談・支援体制の充実を図ります。</u> | <u>医療、保健、福祉等との連携の下、乳幼児に対する健康診査や就学時の健康診断の結果等を活用し、障害の早期発見や早期支援につなげる。また、個別の教育支援計画等も活用し、入学後の児童生徒の状態等を踏まえ、本人や保護者に対する教育相談・支援体制の充実を図る。[8-(1)-11]</u> |
| 4-(1)-7 | 個別の教育支援計画に基づく支援 | 障害のある子どもに対して適切な療育や指導、必要な支援を行うため個別の教育支援計画を作成するとともに、個別の教育支援計画等に基づく幼児期や学齢期を通じた一貫した支援を行います。 <u>また、教育支援計画の内容が次の就学先や就労先等に正しくかつ確実に繋がるよう、その必要性や有効性について教職員に対する研修の中で周知し、積極的な活用を図ります。</u> | 特別支援教育課 特別支援教育相談センター | 障害のある子どもに対して適切な療育や指導、必要な支援を行うため個別の教育支援計画を作成するとともに、個別の教育支援計画等に基づく幼児期や学齢期を通じた一貫した支援を行います。 <u>また、教育支援計画の内容が次の就学先や就労先等に正しくかつ確実に繋がるよう、その必要性や有効性について教職員に対する研修の中で周知し、積極的な活用を図ります。</u> <u>さらに、その子どもにとって、現時点でどのような支援が最も適しているかについて、保護者に対して教育的ニーズの変容も踏まえて適切かつ十分に情報提供するとともに、連携・協力ができるようにします。</u> | 障害者が就学前から卒業後まで切れ目ない指導・支援を受けられるよう、幼児児童生徒の成長記録や指導内容等に関する情報を、情報の取扱いに留意しながら、必要に応じて関係機関間で共有・活用するため、 <u>本人・保護者の意向等を踏まえて</u> 、医療、保健、福祉、労働等との連携の下、個別の指導計画や個別の教育支援計画の活用を促進する。[8-(1)-12] |
| 4-(1)-8 | 子どもたちに対する支援の検討会議の開催 | 本人や保護者等から相談を受け、関係機関との連携が必要なケースについては校内支援委員会を中心とした、子どもたちに対する支援の検討会議を開催し、個別の教育支援計画等に基づく関係機関との連携や支援の充実を図ります。 | 特別支援教育課 | 本人や保護者等から相談を受け、関係機関との連携が必要なケースについては校内支援委員会を中心とした、子どもたちに対する支援の検討会議を開催し、個別の教育支援計画等に基づく関係機関との連携や支援の充実を図ります。 | |
| 施策の方向性 | (2) 教育環境の整備 | | | | |
| 4-(2)-1 | 教育環境の維持改善 | 市立の学校施設については、今後も多様化する教育環境のニーズにこたえるため、校舎等の施設・設備の整備充実に努め、バリアフリー化を推進するとともに、特別支援学校の教室不足解消に向けた取り組み等を推進し、教育環境の維持改善を図ります。 | 特別支援教育課、施設課、企画調整課、学事課 特別支援教育課 | 市立の学校施設については、今後も多様化する教育環境のニーズにこたえるため、校舎等の施設・設備の整備充実に努め、バリアフリー化を推進するとともに、特別支援学校の教室不足解消に向けた取り組み等を推進し、教育環境の維持改善を図ります。 | 学校施設のバリアフリー化や特別支援学校の教室不足解消に向けた取組等を推進する。特に、災害発生時の避難所として活用されることもある公立小・中学校施設については、 <u>令和2年度に定めた令和7年度末までの5年間の緊急かつ集中的なバリアフリー化の整備目標を踏まえ整備を推進することや、トイレの洋式化、自家発電設備を含む防災機能強化</u> については、学校設置者の要望を踏まえて、必要な支援に努める。[8-(2)-5] |
| 4-(2)-2 | 通常学校における特別支援教育の体制整備の促進 | 特別支援教育に関する教職員の専門性の確保、指導力の向上を図るため、特別支援学校の地域における特別支援教育のセンターとしての機能の充実を図るとともに、専門機関との連携を強化し、通常の学校における特別支援教育の体制整備の促進に努めます。 | 特別支援教育課 特別支援教育相談センター | <u>特別支援学校が有する地域における特別支援教育のセンター的機能の充実を図り、特別支援教育に関する教職員の専門性の確保、指導力の向上を目指します。</u> <u>また、専門機関との連携を強化し、通常の学校における特別支援教育の体制整備の促進に努めます。</u> | 幼稚園、小・中学校、高等学校等における特別支援教育の体制整備や地域における障害のある幼児児童生徒の支援強化に資するよう、特別支援学校の地域における特別支援教育のセンターとしての機能を充実する。[8-(2)-2] |

(次期)北九州市障害者計画 基本的な施策一覧

| 番号 | (現行)北九州市障害者計画 (平成30年度～令和5年度) | | 所管課 | (次期)北九州市障害者計画(案) (令和6年度～10年度) | 内閣府第5次障害者基本計画 (令和5年度～9年度) |
|---------|---------------------------------|---|----------------|--|---|
| 4-(2)-3 | 教員の専門性の向上 | <p>全ての教員を対象とした特別支援教育に対する理解を深める研修を充実させるとともに、特別支援教育担当者や特別支援教育コーディネーター（特別支援教育を推進する教員）等を対象に実践的な研修を実施します。</p> <p>また、教育的ニーズに応じた特別支援教育支援員や外部人材の配置について検討を行います。さらに、必要に応じて臨床心理士等の外部専門家を特別支援学校、特別支援学級等に派遣し、教員の専門性の向上を図ります。</p> | 特別支援教育課、教育センター | <p>北九州市教育委員会が策定する「北九州市立学校の校長及び教員としての資質の向上に関する指標」に、「特別支援教育」を位置づけ、教員の資質能力や専門性の向上を図る研修を実施します。</p> <p>全ての教員を対象とした特別支援教育に対する理解を深める研修を充実させるとともに、特別支援教育担当者や特別支援教育コーディネーター（特別支援教育を推進する教員）等を対象に実践的な研修を実施します。</p> <p>また、教育的ニーズに応じた特別支援教育学習支援員や特別支援教育学習介助員、看護師等の配置について検討を行います。</p> <p>さらに、必要に応じて理学療法士、臨床心理士、言語聴覚士、作業療法士、精神保健福祉士、社会福祉士等の外部専門家を特別支援学校、特別支援学級等に派遣し、教員の専門性の向上を図ります。</p> | <p>障害により特別な支援を必要とする幼児児童生徒は、全ての学校、全ての学級に在籍することを前提に、<u>教職課程において必修化されている特別支援教育に関する内容の着実な実施のほか</u>、全ての学校における特別支援教育の体制の整備を促すとともに、最新の知見も踏まえながら、管理職を含む全ての教職員への研修等を促進することを通して、障害に対する理解や特別支援教育に係る専門性を深める取組を推進する。<u>その際、柔軟な運用に配慮しつつ、小・中学校、高等学校等の全ての新規採用教員がおおむね10年目までの期間内において、特別支援学級の教師や、特別支援学校の教師を複数年経験することや、都道府県教育委員会等が策定する教員育成指標において特別支援教育を明確に位置づけることを目指し、必要な周知・調査等を行う。</u>[8-(2)-1(再掲)]</p> <p>幼稚園、小・中学校、高等学校等に在籍する障害のある幼児児童生徒の支援における特別支援教育支援員の役割の重要性に鑑み、各地方公共団体における特別支援教育支援員の配置の促進を図る。[8-(2)-3]</p> <p>特別支援学校、特別支援学級、通級による指導を担当する教師については、特別支援教育に関する専門性が特に求められることに鑑み、<u>特別支援学校教諭免許状コアカリキュラムに基づいた教職課程の充実や、特別支援学校教諭等免許状保有率の向上の推進など</u>、専門性向上のための施策を進める。[8-(2)-7]</p> |
| 4-(2)-4 | 講師の配置による指導・支援の充実 | <p>在籍児童数の多い市立小・中学校の自閉症・情緒障害の特別支援学級に学校支援講師を配置し、教育的ニーズに応じた指導・支援の充実を図るとともに、特別支援学級担任が特別支援教育コーディネーターとしての役割を發揮できるような環境を整えます。</p> | 教職員課、特別支援教育課 | <p>在籍児童数の多い市立小・中学校の自閉症・情緒障害の特別支援学級に学校支援講師を配置し、教育的ニーズに応じた指導・支援の充実を図るとともに、特別支援学級担任が特別支援教育コーディネーターとしての役割を發揮できるような環境を整えます。</p> | |
| 4-(2)-5 | 市立特別支援教育相談センターの専門的な支援 | <p>市立特別支援教育相談センターでは、併設の市立総合療育センターと連携しながら、特別な支援を必要とする子どもたちやその保護者、学校等へ専門的な支援を行います。</p> <p>また、各学校等において教員等に指導や助言を行う巡回相談等を実施し、多様化する教育的ニーズや教育相談に対応します。</p> | 特別支援教育相談センター | <p>市立特別支援教育相談センターでは、併設の市立総合療育センターと連携しながら、特別な支援を必要とする子どもたちやその保護者、学校等へ専門的な支援を行います。</p> <p>また、各学校等において教員等に指導や助言を行う巡回相談等を実施し、多様化する教育的ニーズや教育相談に対応します。</p> | |
| 4-(2)-6 | 障害のない子どもとの交流及び共同学習 | <p>市立小学校で行われている障害のある子どもと障害のない子どもとの交流及び共同学習を継続的に行うとともに、教職員がさらに人権についての意識を高め、子どもたちに対して適切な指導ができるよう研修会等を実施し、人権教育の充実を図ります。</p> | 教育委員会教育センター | <p>市立小・中学校で行われている障害のある子どもと障害のない子どもとの交流及び共同学習の充実を図ります。</p> <p>また、教職員がさらに人権についての意識を高め、子どもたちに対して適切な指導ができるよう研修会等を実施し、<u>教員の専門性を高めます。</u></p> | <p>「社会モデル」の考え方を踏まえ、学校の教育活動全体を通じた障害に対する理解の促進や、異なる学校間の取組に当たっての体制整備を含む交流及び共同学習の事例や在り方等に関する情報収集や周知を行うことで、一層の推進を図り、障害の有無等にかかわらず互いを尊重し合いながら協働する社会を目指す。[8-(1)-3]</p> |
| 4-(2)-7 | 指導方法に関する調査・研究の推進 | <p>障害のある子どもに対する指導方法等に関する小・中・特別支援学校等の研究の推進を図るための指導・助言に努めるとともに、研究成果の普及を図ります。</p> | 特別支援教育課 | <p>障害のある子どもに対する指導方法等に関する小・中・特別支援学校等の研究の推進を図るための指導・助言に努めるとともに、研究成果の普及を図ります。</p> | |

(次期)北九州市障害者計画 基本的な施策一覧

| 番号 | (現行)北九州市障害者計画 (平成30年度～令和5年度) | | 所管課 | (次期)北九州市障害者計画(案) (令和6年度～10年度) | 内閣府第5次障害者基本計画 (令和5年度～9年度) |
|--------------------------|---------------------------------|---|-------------------------------|---|--|
| 4-(2)-8 | 情報通信技術の活用 | 障害のある児童生徒の教育機会の確保や自立と社会参加の推進に当たってのコミュニケーションの重要性に鑑み、コミュニケーション情報通信技術（ICT）の活用も含め、障害のある児童生徒の一人ひとりの教育的ニーズに応じた教科書、教材、支援機器等の活用を促進します。 また、情報通信技術（ICT）を活用した分かりやすい授業モデルや、教員が情報通信技術（ICT）を活用した教育を行うスキルを身に付けるための研修モデルの確立を図る研究を行います。 | 教育センター、学校教育課、特別支援教育課、教育情報化推進課 | 障害のある児童生徒の教育機会の確保や自立と社会参加の推進に当たってのコミュニケーションの重要性に鑑み、コミュニケーション情報通信技術（ICT）の活用も含め、障害のある児童生徒の一人ひとりの教育的ニーズに応じた教科書、教材、 学習アプリ 等の活用を促進します。 また、 ICT を活用した分かりやすい授業モデルや、教員が ICT を活用した教育を行うスキルを身に付けるための研修モデルの確立を 図ります 。 さらに、病気の状態により学校に通うことが困難な病児療養児の支援の充実に向け、ICTを活用した学習機会の確保に努めます。 | 障害のある児童生徒の教育機会の確保や自立と社会参加の推進に当たってのコミュニケーションの重要性に鑑み、 アクセシブルなデジタル教科書等の円滑な制作・供給やコミュニケーションに関するICTの活用も含め、障害のある児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた教科書、教材、支援機器等の活用を促進する。 [8-(2)-4] 病気の状態により学校に通うことが困難な病児療養児の支援の充実に向け、ICTを活用した学習機会の確保を促す等、環境の整備を促す。[8-(2)-8] |
| 4-(2)-9 | 視聴覚教材を含む電子出版の活用と普及 | 教育センターや視聴覚センターと連携して、視聴覚教材を含む電子出版に関する情報を学校・園へ提供するとともに、その活用について周知を図ります。 | 特別支援教育課 | 教育センターや視聴覚センターと連携して、視聴覚教材を含む電子出版に関する情報を学校・園へ提供するとともに、その活用について周知を図ります。 | |
| 4-(2)-10 | 高等学校への就学の促進 | 障害のある生徒の高等学校への就学を促進するため、入学試験において通常の方法により受験することが困難と認められる生徒については、個別の教育支援計画等に基づき、適切な配慮の充実に努めます。 | 特別支援教育課 | 障害のある生徒の高等学校への就学を促進するため、入学試験において通常の方法により受験することが困難と認められる生徒については、「個別の教育支援計画」等に基づき、 合理的な配慮の充実に努めます。 | 障害のある生徒の 高等学校 の入学試験の実施に際して、 別室実施や時間の延長 、ICTの活用など、個別のニーズに応じた 合理的配慮を含めた必要な配慮 の充実に努めます。[8-(1)-8] |
| 施策の方向性 (3) 高等教育における支援の推進 | | | | | |
| 4-(3)-1 | 障害のある学生の修学環境の整備 | 市立大学が提供する様々な機会において、障害のある学生が障害のない学生と平等に参加できるよう、授業等における情報保障やコミュニケーション上の配慮、教科書・教材に関する配慮等を推進するとともに、施設のバリアフリー化を推進します。 | 企画調整局総務課（北九州市立大学） | 市立大学が提供する様々な機会において、障害のある学生が障害のない学生と平等に参加できるよう、授業等における情報保障やコミュニケーション上の 合理的配慮を含めた必要な配慮 、教科書・教材に関する 合理的配慮を含めた必要な配慮 等を推進するとともに、施設のバリアフリー化を推進します。 | 大学等が提供する様々な機会において、障害のある学生が障害のない学生と平等に参加できるよう、授業等における情報保障やコミュニケーション上の 合理的配慮を含めた必要な配慮 、教科書・教材に関する 合理的配慮を含めた必要な配慮 等及び施設のバリアフリー化を促進する。[8-(3)-1] |
| 4-(3)-2 | 障害のある学生への修学支援の整備推進 | 障害のある学生一人ひとりの個別のニーズを踏まえた建設的対話に基づく支援を促進するため、市立大学における相談窓口の統一や支援人材の養成・配置等の支援体制の整備を推進するとともに、障害のある学生への修学支援に関する先進的な取り組みを支援し、大学間連携等の支援担当者間ネットワークの構築を推進します。 | 企画調整局総務課（北九州市立大学） | 障害のある学生一人ひとりの個別のニーズを踏まえた建設的対話に基づく支援を促進するため、市立大学における相談窓口の統一や、 支援担当部署及び紛争の防止、解決等に関する調整機関の設置、専門知識や技術を有する障害学生支援担当者の養成・配置 を推進するとともに、障害のある学生への修学支援に関する先進的な取り組みを支援し、大学間連携等の支援担当者間ネットワークの構築を推進します。 | 障害のある学生一人一人の個別のニーズを踏まえた建設的対話に基づく支援を促進するため、各大学等における相談窓口の統一や 支援担当部署及び紛争の防止、解決等に関する調整機関 の設置、 専門知識や技術を有する障害学生支援担当者の養成・配置 など、支援体制の整備や、大学間連携等の支援担当者間ネットワークの構築を推進する。[8-(3)-2] |
| 4-(3)-3 | 学内の修学支援担当と他部署、関連機関、企業等との連携 | 市立大学において、障害のある学生の就職を支援するため、学内の修学支援担当と就職支援担当、障害のある学生への支援を行う部署等の連携を図り、学外における、就職・定着支援を行う機関、就職先となる企業・団体等との連携やネットワークづくりを推進します。 | 企画調整局総務課（北九州市立大学） | 市立大学において、障害のある学生の就職を支援するため、学内の修学支援担当と就職支援担当、障害のある学生への支援を行う部署等の連携を図り、学外における、就職・定着支援を行う機関、就職先となる企業・団体等との連携やネットワークづくりを推進します。 | 障害のある学生の就職を支援するため、学内の修学支援担当と就職支援担当、障害のある学生への支援を行う部署等の連携を図り、学外における、地域の労働・福祉機関等就職・定着支援を行う機関、就職先となる企業・団体等との連携やネットワークづくりを促進する。[8-(3)-4] |
| 4-(3)-4 | 教職員に対する研修等の充実 | 市立大学において、障害のある学生の支援について理解促進・普及啓発を行うため、その基礎となる調査研究や様々な機会を通じた情報提供、教職員に対する研修等の充実に努めます。 | 企画調整局総務課（北九州市立大学） | 市立大学において、障害のある学生の支援について理解促進・普及啓発を行うため、その基礎となる調査研究や様々な機会を通じた情報提供、教職員に対する研修等の充実に努めます。 | 障害のある学生の支援について理解促進・普及啓発を行うため、その基礎となる調査研究や様々な機会を通じた情報提供、教職員に対する研修等の充実に努めます。[8-(3)-5] |

(次期)北九州市障害者計画 基本的な施策一覧

| 番号 | (現行)北九州市障害者計画 (平成30年度～令和5年度) | | 所管課 | (次期)北九州市障害者計画(案) (令和6年度～10年度) | 内閣府第5次障害者基本計画 (令和5年度～9年度) |
|---------|---------------------------------|---|------------------------------|---|---|
| 4-(3)-5 | 入試や単位認定等の試験における適切な配慮の推進 | 障害のある学生の能力・適性、学習の成果等を適切に評価するため、市立大学の入学試験や単位認定等の試験における適切な配慮を推進します。 | 企画調整局総務課 (北九州市立大学) | 障害のある学生の能力・適性、学習の成果等を適切に評価するため、市立大学の入学試験や単位認定等の試験における適切な合理的配慮を含めた必要な配慮の実施を促進します。 | 大学入学共通テストにおいて実施されている障害等のある受験者の配慮については、障害者一人一人のニーズに応じて、ICTの活用等により、より柔軟な対応に努めるとともに、高等学校及び大学関係者に対し、合理的配慮を含めた必要な配慮の取組について、一層の周知を図る。[8-(3)-6] 障害のある学生の能力・適性、学習の成果等を適切に評価するため、大学等の入試や単位認定等の試験における適切な合理的配慮を含めた必要な配慮の実施を促進する。[8-(3)-7] |
| 4-(3)-6 | 障害のある学生の受入れ実績等に関する情報公開の推進 | 市立大学の入試における配慮の内容、施設のバリアフリー化の状況、学生に対する支援内容・支援体制、障害のある学生の受入れ実績等に関する情報公開を推進します。 | 企画調整局総務課 (北九州市立大学) | <u>障害学生支援についての姿勢・方針、手続などに関する指針、学内規程を、引き続き市立大学ホームページで公表します。</u> 市立大学の入試における合理的配慮を含めた配慮の内容、施設のバリアフリー化の状況、学生に対する支援内容・支援体制、障害のある学生の受入れ実績等に関する情報公開を推進します。 | 障害学生支援についての姿勢・方針、手続などに関する学内規程や、支援事例を大学ホームページで公表することを促進する。加えて、これらの学内規程や支援事例のガイダンスにおける学生への周知を促進する。[8-(3)-3] 大学等の入試における合理的配慮を含めた必要な配慮の内容、施設のバリアフリー化の状況、学生に対する支援内容・支援体制、障害のある学生の受入れ実績等に関する大学等の情報公開を促進する。[8-(3)-8] |
| 施策の方向性 | (4) 就学前から学齢期・卒業後までの切れ目のない支援 | | | | |
| 4-(4)-1 | 幼児期や学齢期等を通じた一貫した支援体制の構築 | 障害のある子どもに対して適切な療育や指導を実施するため、幼児期や学齢期等を通じた一貫した支援体制の構築に努めるとともに、医療・保健・福祉・雇用等との連携の下、相互の連絡体制の確保や情報共有機能の強化を図ります。 | 障害者支援課 | 障害のある子どもに対して適切な療育や指導を実施するため、幼児期や学齢期等を通じた一貫した支援体制の構築に努めるとともに、医療・保健・福祉・雇用等との連携の下、相互の連絡体制の確保や情報共有機能の強化を図ります。 | 障害者が就学前から卒業後まで切れ目ない指導・支援を受けられるよう、幼児児童生徒の成長記録や指導内容等に関する情報を、情報の取扱いに留意しながら、必要に応じて関係機関間で共有・活用するため、本人・保護者の意向等を踏まえつつ、医療、保健、福祉、労働等との連携の下、個別の指導計画や個別の教育支援計画の活用を促進する。[8-(1)-12(再掲)] |
| 4-(4)-2 | 関係機関間での情報の共有と活用 | 特別な支援を必要とする子どもが、就学前から卒業後まで切れ目ない指導・支援を受けられるよう、保護者の参画のもと個別の教育支援計画を作成し、保護者の同意を得て必要に応じて関係機関間でその情報を共有・活用します。また、個別の教育支援計画の効果的な活用のための体制整備と周知に努めます。 | 特別支援教育課 保育課、幼稚園・こども園課 | 特別な支援を必要とする子どもが、 <u>小学校や特別支援学校に入学する際に幼稚園・保育所等から必要な情報が引き継がれるようにするなど</u> 、就学前から卒業後まで切れ目ない指導・支援を受けられるように保護者の参画のもと「個別の教育支援計画」を作成し、保護者の同意を得て必要に応じて関係機関間でその情報を共有・活用します。また、「個別の教育支援計画」の効果的な活用のための体制整備と周知に努めます。 | |

(次期)北九州市障害者計画 基本的な施策一覧

| 番号 | (現行)北九州市障害者計画 (平成30年度～令和5年度) | | 所管課 | (次期)北九州市障害者計画(案) (令和6年度～10年度) | 内閣府第5次障害者基本計画 (令和5年度～9年度) |
|---------|---------------------------------|---|----------------------------|---|---|
| 4-(4)-3 | ステージ移行時の情報の共有化 | 障害のある子どもや医療的ケアの必要な子どもが、あるステージから次のステージへ移行する際、受け入れる機関が必要とする情報を円滑に得られるシステムを構築するため、個人情報の保護に十分に配慮しながら、情報の共有化を目的とした様式の統一化や、サポートファイルの活用等を推進します。 | 障害者支援課 精神保健・地域移行推進課 | 障害のある子どもや医療的ケアの必要な子どもが、あるステージから次のステージへ移行する際、受け入れる機関が必要とする情報を円滑に得られるシステムを構築するため、個人情報の保護に十分に配慮しながら、情報の共有や支援者間の連携のあり方を関係者で協議し、具体的な取組みを進めていきます。 | |
| 4-(4)-4 | 先進的な事例の収集と情報提供 | 障害のある子どもへの支援に関する先進的な事例の収集を行うとともに、関係者に対して情報提供を行います。 | 特別支援教育課 | 障害のある子どもへの支援に関する先進的な事例の収集を行うとともに、関係者に対して情報提供を行います。 | <p>学校卒業後の障害者が社会で自立して生きるために必要となる力を生涯にわたり維持・開発・伸長するため、効果的な学習や支援の在り方等に関する研究や成果普及等を行い、障害者の各ライフステージにおける学びを支援する。このことを通じ、障害者の地域や社会への参加を促進し、共生社会の実現につなげる。[8-(4)-1]</p> <p>障害の有無にかかわらず、全てのこどもたちの成長を地域全体で支える社会が実現できるよう、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進し、こどもたちの多様な学習・体験活動を充実する。[8-(4)-2]</p> |
| 4-(4)-5 | 発達障害のある人やその家族に対する支援の推進 | 市内に2箇所ある発達障害者支援センター「つばさ」の訪問支援（アウトリーチ）機能の強化を図るなど、発達障害のある人やその家族に対する支援を推進します。 また、発達障害のある人に対する専門的な助言等を通じて、学校卒業後の就労場所や居場所の拡大等を進め、本人の生きづらさや家族が抱える負担の軽減を図ります。 | 精神保健・地域移行推進課 | 発達障害のある方やそのご家族が安心して地域で暮らすことができるよう、相談支援機関である発達障害者支援センター「つばさ」を拠点として、情報発信や訪問支援（アウトリーチ）機能の強化を図るなど、支援を推進します。 | |
| — | — | — | | | 放送大学において、テレビ授業への字幕の付与や点字試験問題の作成など、障害のある学生への学習支援を一層充実する。[8-(4)-3] |